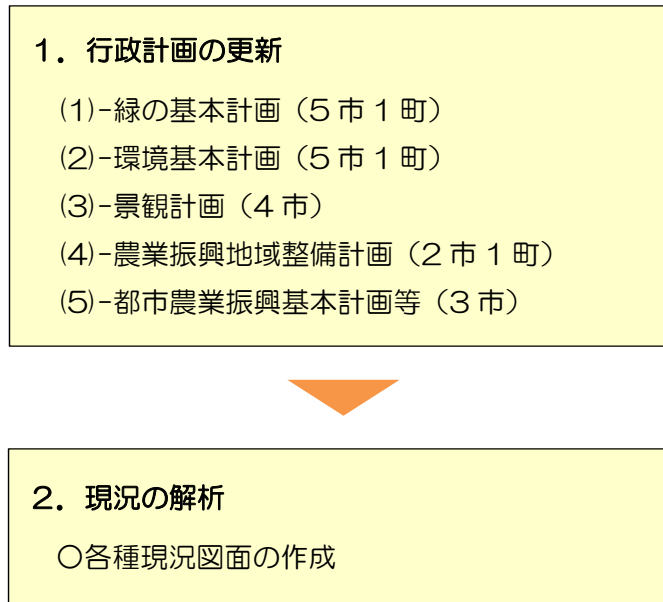


III

平成 27 年度調査成果の更新

「平成27年度調査成果の更新」の概要と流れ



図Ⅱ-1 取組-1の概要と流れ

Ⅱ. 平成27年度調査成果の更新

1 行政計画の更新

(1) 緑の基本計画 (5市1町)

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
策定年月	平成11年3月	平成11年3月 (平成28年3月改定)	平成28年4月
基本理念	基本理念 緑の拠点づくりとネットワーク型のまちづくりの推進	基本理念 みんなで守り、創り、育て、 自然と共生する心やすらぐ緑のまち	基本理念 将来の世代に緑ゆたかな良好な環境を継承していくため、自然と共生し、市民、団体、事業者等すべての主体と協働して、残された水辺や緑地の保全とともに新たな緑の創出による水と緑のゆたかなまちづくりを目指します。
緑の将来像	整備目標 I:水と緑のネットワークの形成 II:地域の拠点となる防災公園の整備 III:緑のランドマークの保全 IV:草加の顔となる緑の充実 V:学校を中心とする地域緑化の展開	緑の将来像 ■水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや ・水と緑をつなぐ (水と緑の拠点と緑地軸の形成) ・いのちをつなぐ (環境保全、生態系の保護) ・想いをつなぐ (線に対する想い(大切さ)をつなぐ) ・人と人をつなぐ (憩いの場、ふれあいの場、市民や事業者との協働) ・未来へつなぐ (越谷らしい景観や歴史・文化の継承)	緑の将来像 共生・協働による水と緑ゆたかなまち八潮
基本方針	基本方針 “みどりをまもる～保全” “みどりをつくる～創出” “みどりをそだてる～育成”	計画の基本方針 基本方針1 まもる：緑の保全 基本方針2 ふやす：緑の創出 基本方針3 つなぐ：緑の連携 基本方針4 質をたかめる：緑の質の向上 基本方針5 活動をささえる：緑の活動支援	取組みの基本方針 基本方針1 人と自然が共生するまち (自然の保全・活用) 基本方針2 地域や生物にやさしいまち (環境・生物多様性) 基本方針3 緑による安全・安心で快適なまち (防災・レクリエーション) 基本方針4 四季の彩りと調和した魅力あるまち(景観) 基本方針5 市民等とはぐくむ 緑ゆたかなまち(協働)
計画目標	緑地の確保目標 ●平成27年における緑地の確保目標 ・市街化区域で約256.03ha(10.3%) ・都市計画区域で約317.83ha(11.6%) ●平成27年における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 ・施設緑地 6.5㎡/人 ・都市公園 3.7㎡/人 ・都市公園等 6.4㎡/人	計画の目標 (1) 緑地面積の確保 ①永続性の高い緑地については、市域面積の24.0%の確保を目指します。 ②公園緑地等については、面積15%(約30ha)以上の増加を目指します。 (2) 緑の質の向上 ③市内における緑の質の向上に努めます。 (3) 市民との協働 ④市民・事業者・行政の協働により緑化を推進し、維持管理団体の数を100団体とすることを目指します。	計画の目標 (1) 緑地の確保量 ○目標指標 都市計画区域の緑地面積 平成27年度(策定時)…193.55ha 平成37年度…200.17ha (2) 都市公園の整備 ○目標指標 都市計画区域の市民1人当たりの都市公園面積 平成27年度(策定時)…2.20㎡/人 平成37年度…2.6㎡/人 (3) 線に対する市民満足度 ○目標指標 線に対する市民満足度※ 平成27年度(策定時)…14% 平成37年度…40%

自治体名	三郷市	吉川市	松伏町
策定年月	平成23年6月	平成13年4月	平成11年3月
基本理念	緑のまちのイメージ みんなで育む水と緑と花のガーデンシティ	基本理念 水と緑のネットワークの形成	基本理念 河川沿いや農地に代表される本町固有の緑を保全・活用し、また、都市基盤の整備に伴い新たな緑を創造していくことで、「水と緑のネットワーク」を実現していくことを計画の基本理念とします。
緑の将来像	3つの目標 水 環境の基盤となる水辺が豊かなまち 緑 質の高い花と緑が彩るまち 人 市民・団体・事業者と市の緑のパートナーシップが支えるまち	緑の将来像 ・水と緑の軸 ・緑の拠点 ・吉川らしい田園風景 ・緑豊かな市街地 ・良好な水辺環境 上記を市内に展開し「水と緑のネットワーク」を実現する	緑の将来像 人の輪でみがく緑のまちづくり 松伏 →人の輪町民、企業、行政の協働による取り組み →みがく向上させる、価値を高める →緑(みどり)身近な草花から緑地までを含めた多様な緑
基本方針	計画の基本方針 1.三郷の環境を支える水辺と緑を守り、育てる 2.魅力ある公園や緑のオープンスペースをつくる 3.花と緑があふれる街並みとネットワークつくる 4.花と緑にかかわる市民との協働を推進する	計画の基本方針 1.吉川らしい緑をまもる 2.特色ある緑をつくる 3.市民と共に緑を育てる	取り組みの基本方針 ①固有の緑の保全と活用を進めます ②新たな緑の創出を進めます ③住民参加の緑の活動を拡大します ④人と自然に配慮した取り組みを進めます
計画目標	緑の目標水準 ●市域の緑地率 22% ●市民1人当たりの都市公園の整備水準 3.2㎡/人 ●市民1人当たりの公園等の整備水準 7.5㎡/人 ●緑の基本計画に対する認知度 60% ●市民が主体となった花と緑の活動団体数 150団体 ●市民が維持管理にかかわる公園の割合 60% ●三郷の水や緑に対する満足度 40% (5人に2人程度) ●公園の整備内容・管理等に対する満足度 50%(2人に1人程度)	計画の目標 ●緑地の確保目標 市街地内では10%以上の緑地面積の確保をめざします ●都市公園の整備目標 都市公園の3倍増をめざします ●緑化の整備目標 公共施設の緑被率20%をめざすとともに、緑豊かな親しみのある道路空間を形成します	計画の目標 1) 緑地の確保目標 町域全体で40%以上の緑地を確保します 2) 都市公園の整備目標 都市公園の面積を現状の3倍に増やします 3) 緑化の目標 一帯に一つの緑の活動参加を目指します

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
施策	基本方針と施策	施策の推進	計画の内容
施策	<p>(1) 緑の保全</p> <p>①ふるさとの森の保全 a) 屋敷林等の保全 b) 保存樹木の指定及び保全 c) 公園緑地としての整備</p> <p>②樹木、生垣の保全 a) 保存樹木、保存生垣の指定及び保全 b) 保存樹木助成制度の強化</p> <p>③農地の保全 a) 生産緑地地区の活用 b) 市民農園の拡充</p>	<p>1 まもる</p> <p>(1) 市の拠点となる緑地の保全 ・ 法や条例に基づく緑地の保全</p> <p>(2) 身近な緑地の保全 ・ 屋敷林や社寺林などの身近な樹林・樹木の保全 ・ 越谷らしい緑の保全と活用</p> <p>(3) 農地の保全と活用 ・ 農地とその周辺の保全と活用 ・ 生産緑地地区の維持・存続・追加</p> <p>(4) 水辺環境の保全 ・ 主要な河川・水路・調節池等の水辺環境の保全</p>	<p>基本施策 水辺・緑地の保全活用</p> <p>施策1-1 中川・綾瀬川等の水辺の保全 施策1-2 「ふるさとの森」の保全・活用 施策1-3 保存樹木等奨励金制度の普及・啓発 施策1-4 緑地協定締結の促進 施策1-5 緑のウォーキングコースの普及 施策1-6 水辺や緑地を知るための市民参加による環境調査 施策1-7 水辺環境保全のための野外活動の開催</p> <p>基本施策 農地の保全・活用</p> <p>施策1-8 中川周辺地区の農地保全・活用 施策1-9 生産緑地地区の保全・活用 施策1-10 みどりの学校ファームの推進</p>
	<p>(2) 緑の創出</p> <p>①公園緑地の整備 ②道路空間の緑化 ③水辺空間の緑化 ④公共空間の緑化の推進 ⑤私有空間の緑化の推進</p>	<p>2 ふやす</p> <p>(1) 市の拠点となる公園緑地の整備 ・ 市の拠点となる公園緑地の整備</p> <p>(2) 身近な公園緑地の整備 ・ 身近な公園緑地の整備</p> <p>(3) 公共施設の緑化推進 ・ 小中学校の緑化推進 ・ 公共施設の緑化推進</p> <p>(4) 民有地の緑化推進 ・ 民有地の緑化指導 ・ 民有地の緑化支援 ・ 商店街の緑化推進 ・ 工場・事業所の緑化推進</p>	<p>基本施策 緑化（温暖化防止）</p> <p>施策2-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進 施策2-2 公共施設の緑化 施策2-3 民間施設の緑化 施策2-4 苗木の配布 施策2-5 みどりのカーテンの普及 施策2-6 市民主体による緑化活動の推進</p> <p>基本施策 生態系への配慮</p> <p>施策2-7 水辺等のビオトープの保全・活用 施策2-8 中川・綾瀬川等の水辺における生態系の保全・回復</p> <p>基本施策 水と緑のネットワーク化</p> <p>施策2-9 水と緑のネットワーク化の推進</p>
	<p>(3) 緑の育成</p> <p>①市民の参加・協力 ②緑化活動の普及・啓発 ③調査・研究</p>	<p>3 つなぐ</p> <p>(1) 緑道等の整備 ・ 河川や水路などと一体となった緑道等の整備 ・ 緑道沿いのスポット広場等の整備</p> <p>(2) 道路の緑化推進 ・ 道路の緑化推進 ・ 地域の魅力を高めるスポット広場等の整備</p>	<p>基本施策 公園・緑地の整備・維持管理</p> <p>施策3-1 水辺スポーツ・レクリエーション機能を有する拠点等の整備 施策3-2 防災機能を有する公園等の整備 施策3-3 近隣公園、街区公園等の整備 施策3-4 公園の改修・再整備</p> <p>基本施策 緑道・遊歩道の整備</p> <p>施策3-5 緑道・遊歩道の整備</p> <p>基本施策 用水路の親水化</p> <p>施策3-6 用水路の親水化整備</p> <p>基本施策 防災面における農地の活用</p> <p>施策3-7 「防災協力農地」としての活用</p>

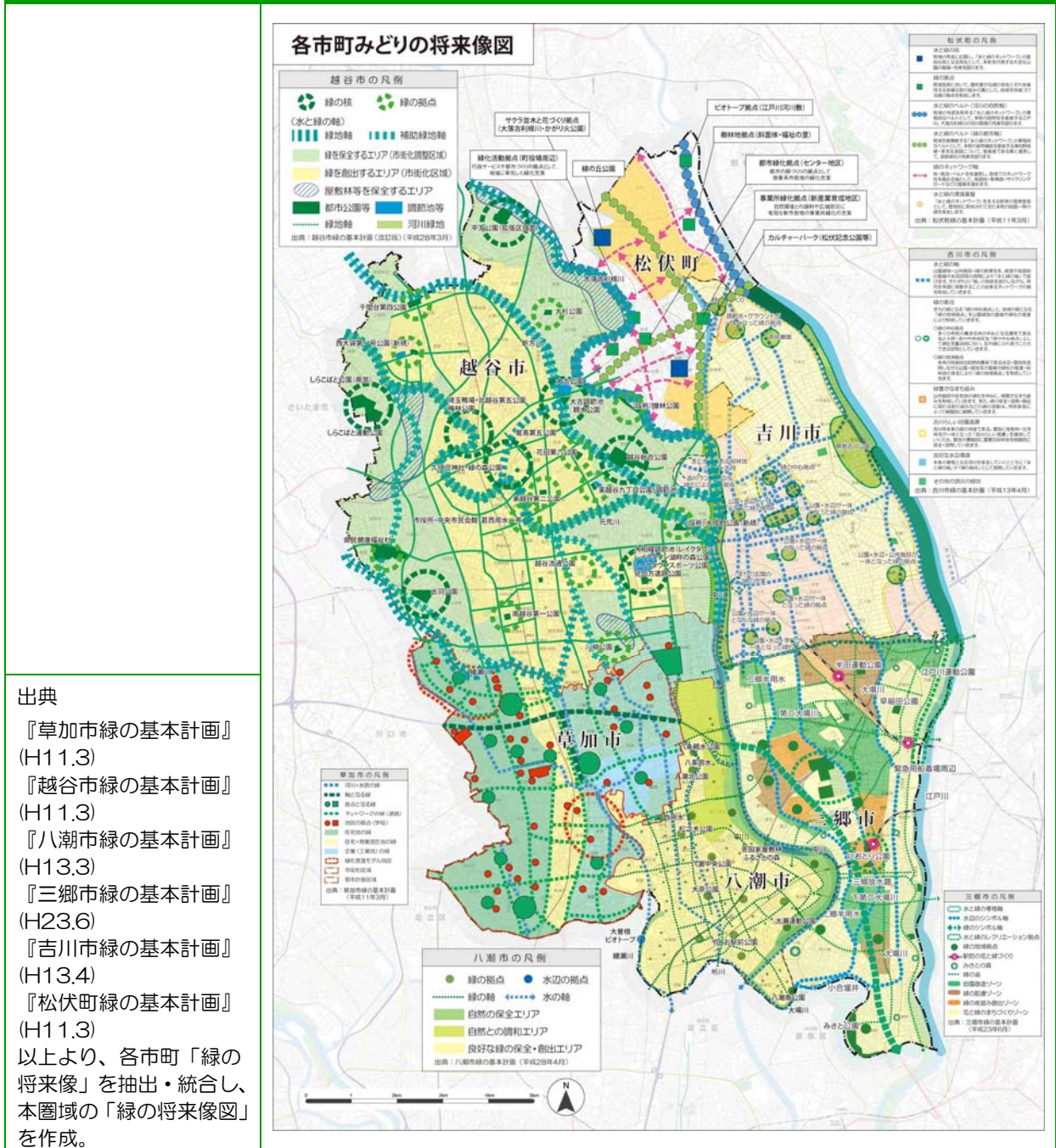
自治体名	三郷市	吉川市	松伏町
施策	緑の基本方針と施策の柱	実現のための施策の方向	施策の体系
施策	<p>1 三郷の環境を支える水辺と緑を守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1-1 水と緑の骨格軸づくり <ul style="list-style-type: none"> ①江戸川骨格軸づくり ②中川骨格軸づくり ③小合溜井骨格軸づくり ④三郷放水路骨格軸づくり ●1-2 水辺のシンボル軸づくり <ul style="list-style-type: none"> ①大場川シンボル軸づくり ②第二大場川・下第二大場川シンボル軸づくり ③二郷半用水シンボル軸づくり ●1-3 樹木・樹林地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ①保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定 ②樹木・樹林地の管理支援の拡充 ③樹木・樹林地の役割についての普及啓発 ④景観重要樹木の指定 ⑤景観計画との連携による樹木の保全誘導 ⑥市民緑地制度などの活用 ●1-4 農地の確保・活用 <ul style="list-style-type: none"> ①まとまりのある農地の確保 ②生産緑地地区の保全と追加指定の検討 ③オープンスペースとしての農地の活用 ④農を知り、農とふれあう機会の提供 	<p>1 吉川らしい緑をまもる</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 樹木・樹林地の保全・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・樹林の指定の促進 ・良好な樹木・樹林の市民への周知 ・樹木・樹林を活用した活動の場の提供 (2) 田園環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む田園環境の保全 ・生産緑地地区の維持・活用 ・市民と農地のふれあいの場の創出 (3) 水辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川の自然環境の保全・活用 ・中川の水辺環境の維持・活用 	<p>緑をまもる</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> 水辺のビオトープづくり サクラ並木と草花の水辺づくり フラワーバンク化事業 樹林地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> 保存樹林による担保性の向上 樹林地の活動拠点づくり 農地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> 農業振興による農地の活性化 市民農園の整備 景観作物の栽培促進 樹木の保全 <ul style="list-style-type: none"> 保存樹木による担保性の向上
	<p>2 かある公園や緑のオープンスペースをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2-1 水と緑のレクリエーション拠点づくり ●2-2 歩いて行ける身近な公園づくり ●2-3 多様なオープンスペースの確保 	<p>2 特色ある緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の拠点の整備 (2) 身近な公園緑地の整備 (3) 水と緑の軸をつくる (4) 地域の緑化 	<p>緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園 公共施設緑地 民間施設緑地 道路の緑化 河川・水路の緑化 公共施設の緑化 民有地の緑化
	<p>3 花と緑があふれる街並みとネットワークをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3-1 市民・団体・事業者と市の協働による花と緑づくり ●3-2 公共施設の緑づくり ●3-3 駅前の花と緑づくり ●3-4 緑づくりの誘導・支援 ●3-5 緑と水辺の道づくり 	<p>3 市民と共に緑を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化推進体制の充実 (2) 市民参加の推進 (3) 緑の普及啓発の推進 	<p>緑をひろげる</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加の促進 花いっぱい運動 緑のリサイクル 管理ボランティア 住民参加の支援 緑の普及・啓発

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
施策		<p>4 質をたかめる</p> <p>(1) 魅力ある公園等の施設充実と利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な公園づくりの推進 個性と魅力ある公園等の利活用の促進 <p>(2) 公園や街路樹等の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の機能を活かした公園等の適切な維持管理 街路樹の適切な維持管理 <p>(3) 景観形成の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の景観形成の配慮 私有地の景観形成の配慮 <p>(4) 生物多様性の確保への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息・生育空間のネットワークの形成 希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元 公共施設における生物多様性の確保への配慮 <p>(5) 緑のリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木の再利用制度の展開 落葉・枯れ枝等の活用 	<p>基本施策 美しい水辺景観の保全・整備</p> <p>施策4-1 中川の魅力を高める景観づくり</p> <p>基本施策 私有地の緑化誘導</p> <p>施策4-2 景観に配慮した街並みの創出</p> <p>施策4-3 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり</p> <p>施策4-4 開発事業等に伴う良好な緑地及び植栽の促進</p> <p>基本施策 道路・水路等の景観づくり</p> <p>施策4-5 花桃を活かしたまちづくりの推進</p> <p>施策4-6 街路樹などによる彩りある沿道の景観づくり</p> <p>施策4-7 市役所通り周辺地区の景観整備</p> <p>施策4-8 自然環境と調和する雨水調整池の修景</p>
		<p>5 活動をささえる</p> <p>(1) 緑への理解と意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑を守り・創り・育てるための情報発信と啓発の推進 緑に対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進 <p>(2) 市民との協働による緑の取り組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による緑の活動の推進 緑に関する顕彰制度の推進 緑に関する環境保全活動の推進 	<p>基本施策 協働による緑化と維持管理</p> <p>施策5-1 市民等との協働による公園維持管理の推進</p> <p>施策5-2 民間事業者等による公園の維持管理の検討</p> <p>施策5-3 緑と花いっぱい運動の推進</p> <p>施策5-4 地域緑化の推進</p> <p>施策5-5 花づくり体験学習の推進</p> <p>基本施策 体制・組織・制度づくり</p> <p>施策5-6 緑に関する活動のネットワーク化等の支援</p> <p>施策5-7 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施</p> <p>施策5-8 緑化リーダー等の育成</p> <p>施策5-9 八潮市緑の基金の有効活用</p> <p>基本施策 市民等と協働による事業実施</p> <p>施策5-10 計画段階からの市民参加</p> <p>施策5-11 北部拠点まちづくり推進地区の緑化誘導</p> <p>基本施策 協働による農地の活用</p> <p>施策5-12 ふれあい農園等の整備・活用</p> <p>施策5-13 市民等との協働による農地の保全と活用</p> <p>基本施策 緑の情報発信</p> <p>施策5-14 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実</p>

自治体名	三郷市	吉川市	松伏町
施策	<p>4 花と緑にかかわる市民との協働を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4-1 花と緑に関する情報の発信 ●4-2 花と緑にふれあう機会の拡大 ●4-3 花と緑を育てる人材の育成 ●4-4 花と緑に関する調査・研究 ●4-5 緑のリサイクル ●4-6 緑のための財源の確保 		

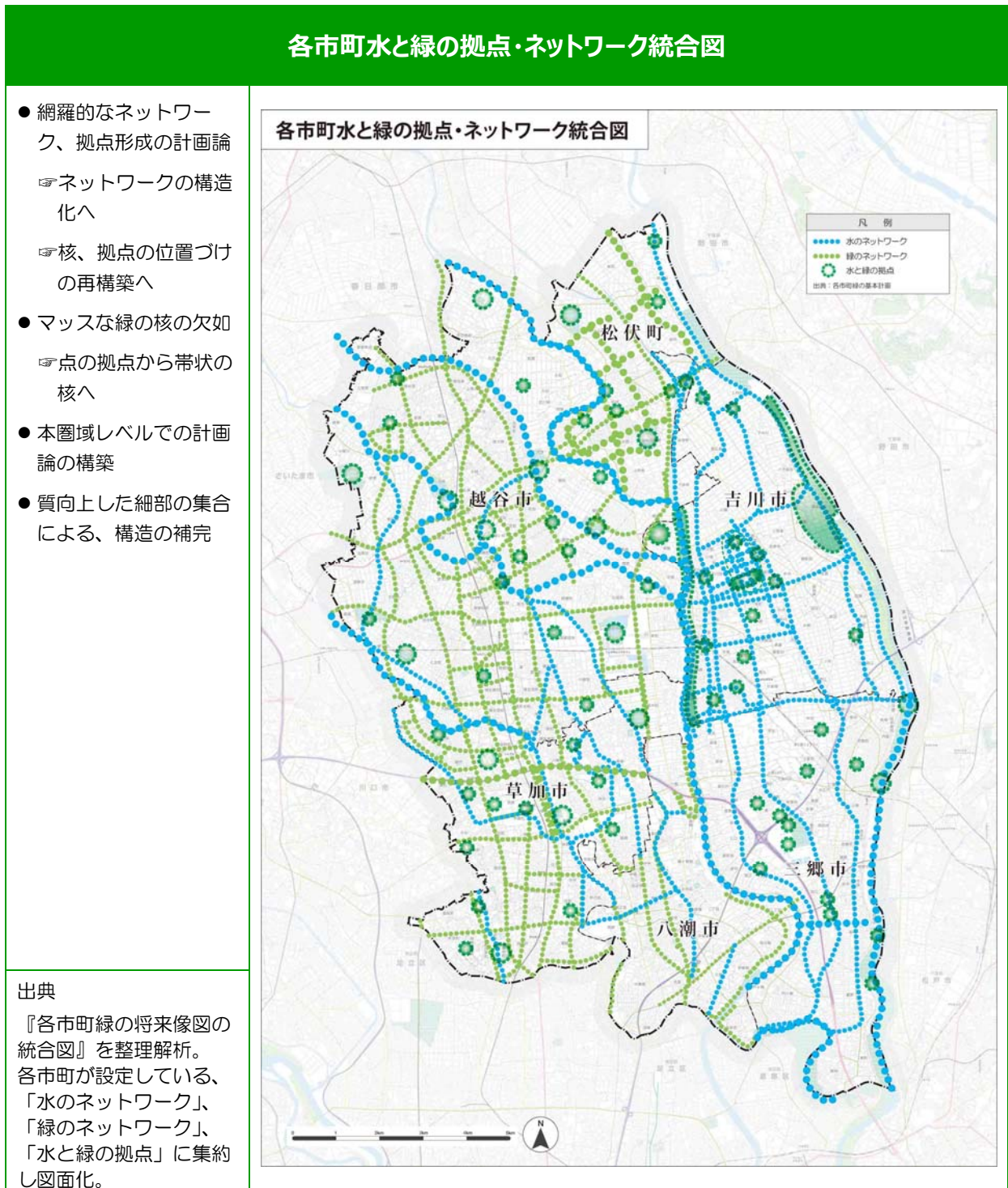
① 各市町みどりの将来像図 統合図

各市町みどりの将来像図 統合図



図Ⅱ-2 各市町みどりの将来像図 統合図

② 各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

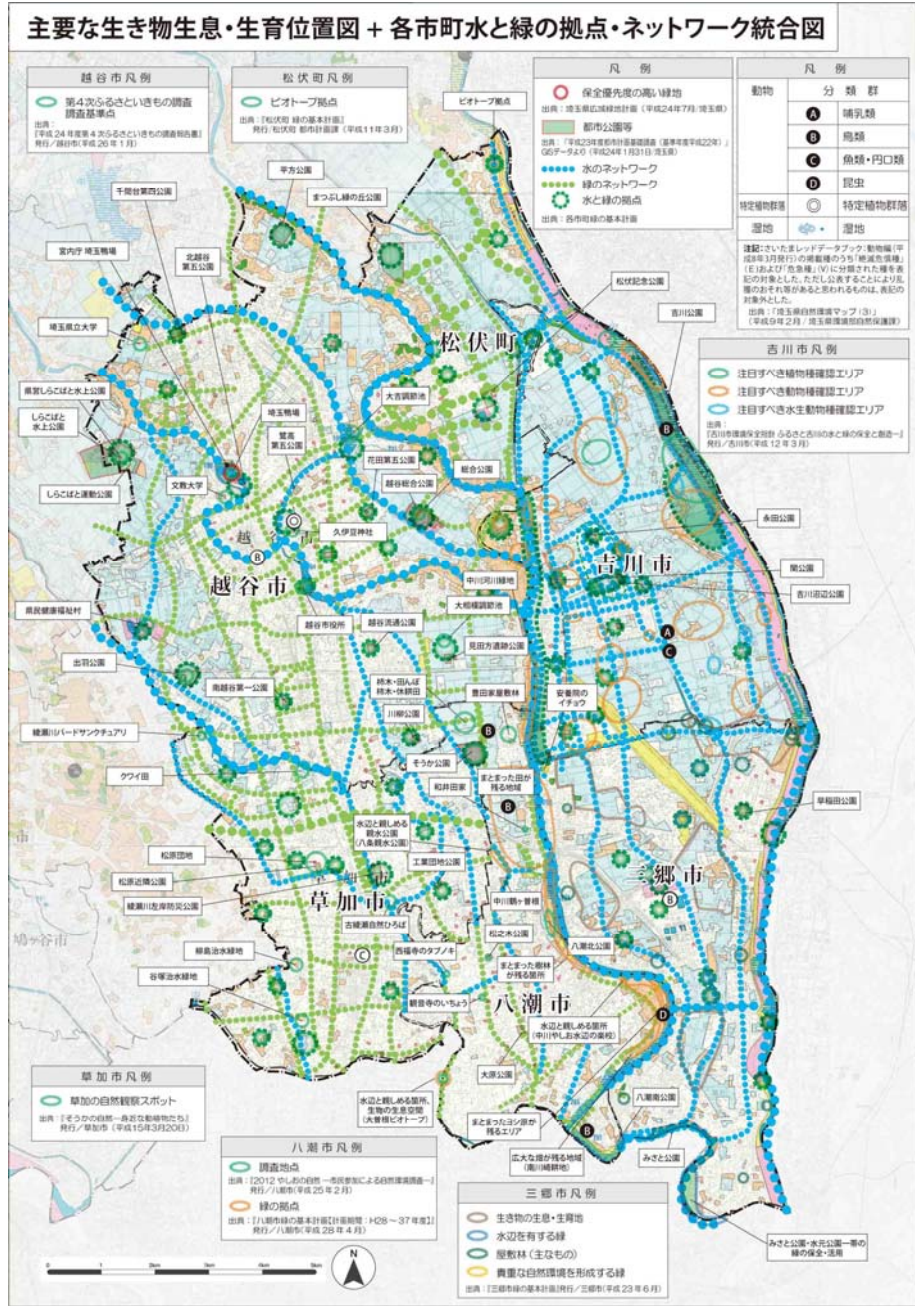


図Ⅱ-3 各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

③ 主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

- 生き物生息・生育地点と計画論の水と緑の拠点のマッチング
- ネットワークのヒエラルキー
 - ☞ ネットワークの構造化へ
- 本圏域レベルでの計画論の再構築
 - ☞ 核、拠点の位置づけの再構築へ



図Ⅱ-4 主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

(2) 環境基本計画 (5市1町)

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
策定年月	平成28年3月	平成23年12月 (一部改訂 平成28年4月)	平成28年4月
望ましい環境像	人と自然が共に生きるまち そうか	未来へつなげよう、地球と人にやさしいまち こしがや	水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮
目標	<p>環境目標1 ：水環境の保全と創造 ～水と共生するまちを創ろう～</p> <p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造 ～生きものと共生するまちを創ろう～</p> <p>環境目標3 ：低炭素社会の推進 ～地域と地球に優しいまちを創ろう～</p> <p>環境目標4 ：生活環境の保全 ～安心で快適なまちを創ろう～</p> <p>環境目標5 ：環境に配慮した行動の実践と拡大 ～環境に配慮した行動を実践しよう～</p>	<p>基本目標1 ：安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち</p> <p>基本目標2 ：資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまち</p> <p>基本目標3 ：多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p>基本目標4 ：潤いと安らぎがある、住み続けたいまち</p> <p>基本目標5 ：市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち</p>	<p>環境目標 自然環境分野 きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち</p> <p>生活環境分野 健康で安心した生活を送ることができるまち</p> <p>快適環境分野 快適でいつまでも住み続けたいと思うまち</p> <p>地球環境分野 温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち</p> <p>環境活動分野 みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち</p>
取り組み(施策)の方向性	<p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造</p> <p>環境施策の柱2-1 ：生きものと共生するまちづくりの推進【取組方針1】 自然環境の調査 ①自然環境や生物の多様性を保全するため、生きもの調査を定期的に実施します。</p> <p>【取組方針2】 生きものの生息・生育環境の保全 ①生きものの生息・生育環境の保全と創造を図ります。 ②主要な河川、水路や緑道、公園や広場、街路樹、屋敷林や農地などのみどりをつなげ、親水空間の創出や生態系保全のための「水とみどりのネットワーク」の形成を図ります。 ③「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。 ④希少生物種の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。</p> <p>【取組方針3】 生きものとふれあえる空間の創造 ①野生の生きものに親しめる場として、自然観察ができる場所づくりを進めます。 ②多様な生きものの生息空間や環境学習の場として、市民との協働により、サンクチュアリやビオトープの適切な維持管理を推進します。</p>	<p>基本目標3 ：多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p>多様な動植物が生息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう ①いきものとふれあえる空間の整備 ②いきものとふれあえる活動の推進 ③有害動植物対策 ④生物多様性の向上 ⑤生物多様性の普及</p> <p>希少な動植物を守り増やそう ①希少動植物の復元と保全 ②自然ネットワークの形成 ③動植物の分布状況の把握 ④生き物の生育空間の保全</p> <p>河野林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう ①都市環境の保全につながる身近な緑化整備等 ②樹林、樹木の保全 ③農地とその周辺の保全 ④優良農地の保全・有効活用 ⑤環境保全型農業の推進 ⑥自然環境の保全体制の整備 ⑦民有地の緑化推進 ⑧緑のネットワークの整備 ⑨緑の創出と保全対策 ⑩都市基幹公園の整備 ⑪住区基幹公園の整備 ⑫公園施設の維持管理 ⑬緑道の整備 ⑭身近な自然の保護</p>	<p>1.自然環境分野 方針1 ：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保 ■緑化の推進 1-1-1 公共施設整備・維持管理 1-1-2 緑と花いっぱい運動の推進 1-1-3 八潮市緑の基金の有効活用 1-1-4 屋上緑化・壁面緑化等の推進 1-1-5 市民との協働による緑化活動の推進 ■緑地の保全 1-1-6 保存樹木等奨励金制度の周知 1-1-7 緑地協定締結の促進 ■水辺環境の保全 1-1-8 河川・湿地の保全 1-1-9 河川改修の促進</p> <p>方針2 ：生物多様性の保全及び利用 ①生き物の生息・生育空間の確保 1-2-1 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画の検討 1-2-2 ビオトープ等の保全と水と緑のネットワーク化の推進 1-2-3 市民参加による自然環境調査等の実施 1-2-4 自然保護や生物多様性に係る普及啓発の実施 ②外来生物対策 1-2-5 外来生物の対策 ③自然体験の場・機会の提供 1-2-6 自然体験の場づくり 1-2-7 自然体験の推進</p> <p>方針3 ：都市型農業による環境保全機能の維持・増進 ①環境保全型農業の推進 1-3-1 環境保全型農業の推進 1-3-2 農業後継者の育成 1-3-3 優良農地の保全 1-3-4 都市農地の保全 ②農とのふれあいの確保 1-3-5 市民農園の管理 1-3-6 生産緑地地区の保全 1-3-7 ふれあい農業の促進 ③地産地消の促進 1-3-8 ハッピーこまちゃんの活用 1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援 1-3-10 地場産農産物PRの推進 1-3-11 地産地消の推進</p>

自治体名	三郷市	吉川市
策定年月	平成25年3月	平成12年3月
望ましい環境像	豊かな水と緑とともに 環境について 考え、創造に取り組むまち	ふるさと吉川の水と緑の保全と創造
目標	<p>(自然環境) 豊かな自然の保全・創造をめざして</p> <p>(生活環境) 健康で暮らしやすいまちの実現をめざして</p> <p>(快適環境) 快適で住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p>(地球環境) 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p>	<p>水の浄化と緑の保全・創造及び水と緑のネットワークづくり</p> <p>(1)環境負荷を削減する都市</p> <p>(2)環境と共生する都市</p> <p>(3)歴史と将来の調和する都市</p>
取り組み(施策)の方向性	<p>4-1 環境施策の柱1(自然環境) 豊かな自然の保全・創造をめざして 取り組みの方針 : 自然の恵みである水と緑を保全しよう ・水と緑の保全と創造 ・環境保全に資する農地の保全</p> <p>取り組みの方針 : みさとの生き物と共生しよう ・生物多様性の保全</p>	<p>(1)環境負荷を削減する都市</p> <p>1)水質の保全 ・河川・水路の水質浄化 ・流域市町との浄化ネットワーク ・生活排水対策 ・産業排水対策 ・水質異常時の対応</p> <p>2)大気環境の保全 ・自動車排出ガス対策 ・産業による大気汚染防止 ・周辺市町との汚染防止ネットワーク</p> <p>3)廃棄物の適正処理 ・ごみの減量化・資源化、適正処理 ・リサイクル社会の構築 ・市民の意識啓発</p> <p>4)エネルギー低消費型社会の構築 ・省エネルギー、省資源の促進 ・新エネルギーの導入 ・エネルギーの有効利用</p> <p>5)水環境の保全 ・水田の水涵養機能の向上 ・雨水の地下浸透の促進 ・河川・水路の循環的利用</p> <p>6)騒音防止対策 ・発生源対策 ・防音対策</p> <p>7)環境監視体制の推進 ・監視・測定促進 ・地域開発に伴う環境負荷の低減</p>

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
<p>取り組み(施策)の方向性</p>	<p>環境施策の柱2-2 みどりの保全と創出</p> <p>【取組方針1】 公園整備や公共用地の緑化推進 ①自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。 ②街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。 ③国名勝に指定された草加松原の松を保全するため、松の管理を継続的にを行います。 ④公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。</p> <p>【取組方針2】 民有地内の緑化対策の推進 ①屋敷林をはじめとする保存樹林等の所有者を一部助成により支援し、みどりの保全を図ります。 ②都市農業を振興するとともに、農地を貴重な緑地として保全し、公園・緑地・その他公共施設の敷地として適していると見込まれる土地について、必要に応じて生産緑地地区の追加指定を継続します。 ③大規模開発行為*又は建築行為に對して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やします。</p> <p>【取組方針3】 緑化活動への支援 ①みどりや花による緑化活動を行う市民団体等に対し、支援や育成を行います。</p>	<p>基本目標5 ：市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち</p> <p>学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう</p> <p>①子供の環境教育 ②地域の環境教育 ③環境教育の充実 ④環境教育推進</p> <p>より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう</p> <p>①環境保全活動の協働体制の整備と連携 ②市民参加型環境保全活動の推進 ③こどもエコクラブの拡充 ④環境にやさしい学校づくり</p> <p>環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう</p> <p>①環境保全活動のネットワーク化 ②環境情報の充実 ③環境宣言制度等の普及啓発 ④様々な環境イベントによる意識啓発推進</p>	<p>5環境活動分野 方針1 ：地域での環境活動の推進 ①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり</p> <p>5-1-1 県の環境アドバイザー等との連携 5-1-2 協働の担い手づくり</p> <p>②ネットワークづくりと情報共有 5-1-3 広報やしおの発行 (環境に関する情報提供) 5-1-4 ホームページの維持管理 (環境に関する情報提供) 5-1-5 NPO活動団体の交流促進 5-1-6 図書館での情報提供 5-1-7 コミュニティの仕組みづくり</p> <p>③活動の場・機会の提供 5-1-8 地域での環境活動の場・機会の提供 5-1-9 ゆまにて利用者によるゆまにて祭の実施 5-1-10 環境推進大会の開催 5-1-11 ビオトープの保全活動 5-1-12 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の運営・管理の支援 5-1-13 緑と花いっぱい運動の推進 5-1-14 景観まちづくりの推進 5-1-15 ボランティア活動の育成・支援</p> <p>方針2 ：環境教育・環境学習の推進 ①生涯学習等における環境学習の推進 5-2-1 出前講座の実施 5-2-2 市民大学・大学院の運営 5-2-3 環境月間におけるロビー展示 5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実 5-2-5 消費生活展の開催</p> <p>②環境教育の推進 5-2-6 キッズISOの推進 5-2-7 学校における環境教育の推進 5-2-8 食育の推進</p>

自治体名	三郷市	吉川市
<p>取り組み (施策) の方向性</p>	<p>4-2 環境施策の柱2 (生活環境) 健康で暮らしやすいまちの実現をめざして 取り組みの方針 : 公害のないまちをめざそう ・大気の保全 ・水質の保全 ・騒音・振動の防止 ・その他の公害の防止</p> <p>取り組みの方針 : 新たな有害物質の影響を防ごう ・ダイオキシン類対策の推進 ・新たに取り組むべき対策の推進</p>	<p>(2)環境と共生する都市 1)環境保全区域の指定 ・貴重な動植物の保全 ・すぐれた自然環境の保全 ・身近な動植物の保全 ・ビオトープの創出</p> <p>2)水辺の保全と創出 ・河川・水路の保全、整備 ・親水エリアの創出</p> <p>3)緑の保全と創出 ・農業をとりまく環境の保全と活用 ・生産緑地の保全 ・屋敷林の保全 ・公共緑地の整備 ・道路緑化の推進</p> <p>4)水と緑のネットワーク整備 ・緑道の整備 ・ネットワークの推進</p> <p>5)環境学習推進体制の確立 ・施設の整備 ・自然とのふれあいの場の整備 ・環境教育の推進</p> <p>6)環境の調和 ・適正な土地利用の推進 ・都市環境の整備 ・環境配慮の推進</p>

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
<p>取り組み (施策) の方向性</p>	<p>環境目標5 ：環境学習の推進</p> <p>環境施策の柱5-1 ：学校・地域における環境教育・ 環境学習の推進</p> <p>【取組方針1】 学校における環境教育の推進 ①次世代を担う小中学生を対象に、 エネルギー問題や環境問題の意識 付けを行います。 ②小学5年生及び中学2年生の全員 による自然教室を通して、自然体験 を行い、環境を大切にすることを 育てます。 ③教職員を対象とした環境教育に 関する研修を進めます。 ④学校給食用牛乳パック及びアルミ缶 の回収を行います。 ⑤身近な環境問題を取り上げた 学習教材を各学校で活用します。</p> <p>【取組方針2】 地域における環境学習の推進 ①市民・事業者の環境保全意識高揚 のため、環境学習の機会の充実を 図ります。 ②市民・事業者の環境学習の拠点と なる場所の拡大・充実を図ります。 ③環境学習活動に講師の派遣等の 支援を行います。 ④市民の環境保全意識高揚のため、 環境学習に関する図書や視聴覚資料 の活用を図ります。 ⑤省エネルギーに関するセミナーを 通じて省エネルギー意識の向上に 努めます。 ⑥地域における省エネルギー活動の 指導員や推進員を通じて、 省エネルギー行動の普及を図ります。 ⑦自然保護意識の向上と身近な自然 環境を保全するため、観察会等を 実施します。</p>		

自治体名	三郷市	吉川市
<p>取り組み (施策) の方向性</p>	<p>4-3 環境施策の柱3 (快適環境) 快適で住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 : きれいで清潔なまちにしよう ・ごみのポイ捨て、不法投棄の防止</p> <p>取り組みの方針 : 歴史・文化を保全しよう ・歴史・文化資源の保全</p> <p>取り組みの方針 : 快適で環境と調和する都市空間を つくろう ・都市における緑化の推進 ・潤いのある公園とオープンスペースの 創出 ・快適で安全な道路空間の確保 ・まちに調和した景観づくりの推進 ・計画的なまちづくりの推進</p>	<p>(3) 歴史と将来の調和する都市</p> <p>1) 景観資源の保全 ・吉川の原風景の保全</p> <p>2) 景観の創造 ・都市的環境の整備</p> <p>3) 歴史的環境の保全 ・歴史的・文化的環境の保全</p> <p>4) 地域シンボルの整備 ・地域特性モニュメントの整備 ・環境啓発と市民参加</p>

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
<p>取り組み (施策) の方向性</p>	<p>環境施策の柱5-2 ：環境に配慮した行動及び生活の実践</p> <p>【取組方針1】 エコライフの普及、啓発 ①日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。 ②チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。 ③家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。</p> <p>【取組方針2】 地域の環境保全活動の充実 ①市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。 ②環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。</p> <p>【取組方針3】 環境に配慮した活動への支援 ①日常的な買い物を通して環境問題に対する市民意識を高め、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマ）を育成するため、情報提供や研修会等を行います。 ②有機農産物の生産振興を図るため、生産者へ減農薬や有機栽培に関する情報提供等の支援を行います。 ③環境保全に貢献している市民団体を支援します。 ④事業所と地域住民との融和を図るために行う施設改修等の取り組みを支援します。 ⑤事業所に対して環境マネジメントシステム等の普及啓発を行い、支援します。 ⑥省エネルギー行動が実践できるよう取り組みの支援や啓発を実施します。</p> <p>【取組方針4】 環境保全情報の収集と提供 ①環境問題に係る情報の収集・提供を行います。 ②市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。 ③市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。</p>		

自治体名	三郷市	吉川市
<p>取り組み (施策) の方向性</p>	<p>4-4 環境施策の柱4 (地球環境) 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 : 低炭素社会を構築しよう ・新エネルギー導入の推進 ・省エネルギー対策の推進</p> <p>取り組みの方針 : 資源循環型のライフスタイルを実践 しよう ・ごみの発生抑制と資源化・リサイクル の推進 ・廃棄物の適正な処理の推進</p> <p>取り組みの方針 : 環境保全・創造に取り組む仲間を 増やしていこう ・環境教育・学習の推進 ・環境づくりに対する意識啓発の推進</p>	

自治体名	草加市	越谷市	八潮市
達成指標 ・目標	<p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造 ～生きものと共生するまちを創ろう～</p> <p>環境施策の柱2-1 ：生きものと共生するまちづくりの推進</p> <p>環境施策の柱2-2 ：緑の保全と創出</p> <p>【長期（平成47年度）達成目標】 ・市内で確認された猛禽類（鳥類）の子育て（繁殖・営巣） 目標値：4種 現状（平成26年度）値：1種</p> <p>【短期（平成31年度）達成目標】 ・古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種類数 目標値：27種 現状（平成26年度）値：- ・公園・広場等の面積 目標値：53.14ha 現状（平成26年度）値：52.82ha ・緑化推進団体の数 目標値：45団体 現状（平成26年度）値：40団体</p>	<p>基本目標3 ：多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p>多様な動植物が生息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう ・平成32年までの越谷市ふるさといきもの調査で確認される動植物の種類を増やす（現況1,032種/平成19年）</p> <p>希少な動植物を守り増やそう ・平成32年までにコシガヤホシクサを野生復帰させる（野生絶滅/平成21年現在） ・平成32年までにキタミソウの生息ヶ所を増やす（現況2ヶ所/平成21年） ・平成32年までに在来種ツバヒカマの生息面積を増やす（現況85㎡/平成21年）</p> <p>河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう ・平成27年までの緑道等の整備延長目標43.6km（現況41.5km/平成21年） ・平成27年までの樹林・樹木の現況調査目標100%（現況0%） ・平成27年までの平方公園整備事業の進捗率目標36%（現況0%） ・平成27年までの市民1人あたりの公園・緑地面積目標5.95㎡（現況5.48㎡/平成21年） ・平成27年までの市民管理公園等の割合目標10%（現況3%）</p>	<p>1.自然環境分野 方針1 ：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保</p> <p>①緑化の推進 1-1-2 緑と花いっぱい運動の推進 ・平成37年までに市民花壇の設置数を20か所に増やす（現況6か所/平成26年） 1-1-4 屋上緑化・壁面緑化等の推進 ・平成37年までに公共施設等における屋上緑化を5か所に増やす（現況1か所/平成26年） 1-1-5 市民との協働による緑化活動の推進 ・平成37年までに生垣設置の奨励を200㎡にする（現況0㎡/平成26年）</p> <p>方針2 ：生物多様性の保全及び利用</p> <p>①生き物の生息・生育空間の確保 1-2-2 ビオトープの保全活動 ・平成37年までに市民団体によるビオトープの管理運用件数を2件に増やす（現況1件/平成26年）</p> <p>方針3 ：都市型農業による環境保全機能の維持・増進</p> <p>①環境保全型農業の推進 1-3-1 環境保全型農業の推進 ・平成37年までにエコファーマー数を30人に増やす（現況26人/平成26年） 1-3-2 農業後継者の育成 ・平成37年までに認定農業者数を30人に増やす（現況27人/平成26年）</p>
	<p>環境目標5 ：環境に配慮した行動の実践と拡大 ～環境に配慮した行動を実践しよう～</p> <p>環境施策の柱5-1 ：学校・地域における環境教育・環境学習の推進</p> <p>環境施策の柱5-2 ：環境に配慮した行動及び生活の実践</p> <p>【長期（平成47年度）達成目標】 ・地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 目標値：50% 現状値：15%</p> <p>【短期（平成31年度）達成目標】 ・エコライフデイへ取り組む市民の数 目標値：73,000人 現状値：71,655人 ・草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度 目標値：90% 現状値：-</p>	<p>基本目標5 ：市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち</p> <p>学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう ・平成27年までに環境教育コンテンツ活用実施率を100%にする</p> <p>より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう ・平成32年までのECOこしがや推進事業所宣言をした企業数目標300社（現況106社/平成21年） ・平成32年までのECOこしがやファミリー宣言をした世帯数目標8,000世帯（現況3,782世帯/平成21年）</p> <p>環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう ・平成32年までの環境イベントへの参加者数目標10,000人（現況6,725人/平成21年）</p>	<p>5.環境活動分野 方針2 ：環境教育・環境学習の推進</p> <p>①生涯学習等における環境学習の推進 5-2-1 出前講座等の実施 ・平成37年までに環境に関する講座等の実施回数を12回/年にする（現況1回/年/平成26年） 5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実 ・各種講座の開催を23回/年に継続する（現況23回/年/平成26年）</p>

自治体名	三郷市	吉川市
<p>達成指標 ・目標</p>	<p>4-1 環境施策の柱1（自然環境） 豊かな自然の保全・創造をめざして</p> <p><u>取り組みの方針</u> ：自然の恵みである水と緑を保全しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市域の緑地率を22%にする(現況21.6%/平成23年) 平成27年までに江戸川クリーン大作戦の参加者1人あたりの回収したごみを0.53kgにする(雨天中止/平成23年) 平成27年までに第二大場川浮遊ゴミ等回収大作戦の参加者1人あたりの回収したごみを3.09kgにする(3.64kg/平成23年) 平成27年まで販売農家50戸を維持する(現況50戸/平成24年) 平成27年までの認定農業者数を現況維持する(現況36人、1法人/平成24年) 平成27年までの市民農園・体験農園数を現況維持する(現況7箇所/平成24年) <p><u>取り組みの方針</u> ：みさとの生き物と共生しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市内のビオトープ整備数を3箇所にする(現況2箇所) 	<p>(2)環境と共生する都市</p> <p>1)環境保全区域の指定 【ビジョン目標】 ・市内全域でアオスジアゲハを見ることができる街にします。</p> <p>2)水辺の保全と創出 【数値目標】 ・1河川につき1ヶ所以上の親水エリアを整備します。 【ビジョン目標】 ・生物とふれあい、自然と水に親しめる水辺環境を取り戻します。</p> <p>3)緑の保全と創出 【ビジョン目標】 ・市民が農業にふれあう機会を増やし、すべての市民が農地の大切さを認識できるようにします。 ・樹木が四季を彩る街を目指します。</p>
	<p>4-3 環境施策の柱3（快適環境） 快適で住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p><u>取り組みの方針</u> ：快適で環境と調和する都市空間をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市民1人あたりの都市公園面積を3.2㎡/人にする(現況3.14㎡/人/平成23年) 平成27年まで市民1人あたりの公園等面積(都市公園、ちびっ子公園、運動公園等を含む)の現状を維持する(現況7.79㎡/人/平成23年) 	<p>4)水と緑のネットワーク整備 【ビジョン目標】 ・水と緑のネットワークのなかで、「うるおい」と「やすらぎ」が感じられる街を目指します。</p> <p>5)環境学習推進体制の確立 【ビジョン目標】 ・知りたい環境情報が得られ、市民が環境に対する理解を深められる環境を整えます。</p> <p>6)環境の調和 【ビジョン目標】 ・吉川らしい街並みがあり、水や緑などに彩られ、身近な生き物たちと共存できる街を目指します。</p>
	<p>4-4 環境施策の柱4（地球環境） 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p> <p><u>取り組みの方針</u> ：環境保全・創造に取り組む仲間を増やしていこう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までにエコライフDAY参加者数を夏20,062人、冬21,232人にする(現況 夏14,862人、冬15,542人/平成23年) 平成27年まで水と緑の環境フェスタ来場者数を維持する(現況2,000人/平成23年) 平成27年までに環境活動ボランティア団体の登録数を5団体にする(現況2団体/平成20年) 	

(3) 景観計画 (4市)

自治体名	草加市	越谷市
策定年月	平成20年3月	平成25年3月
目標	景観づくりの目標 水と緑に囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち	景観形成の目標 新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり
背景特性等	景観づくりの指針 ①原風景を大切に、水と緑あふれる豊かな自然環境と調和したまちなみ景観を形成します ②歴史的、文化的、伝統的資源を活かしたまちなみ景観を形成します ③商業地や工業地と調和し、まちの活性化を促すまちなみ景観を形成します ④快適で心地よい生活環境に寄与し、市民が誇りの持てるまちなみ景観を形成します 景観づくりの行動指針 市民、事業者、行政が、景観はまちの資産であり、それぞれが景観形成の主体であることの意識を共有し、三者の協働のもと、「活かす」、「守る」、「創る」をキーワードとして、草加の特性を活かした景観形成に取り組んでいきます	景観形成の基本的な視点 ●骨格や個性をつくり出している要素を引き立てる ●まちの個性を活かした身近な景観まちづくりを進める ●景観形成の主体の役割分担と協働により取り組む 越谷市の景観特性 ●水郷こしがやの豊かな水辺の景観 ●市の東西に広がる田園や屋敷林などの緑の景観 ●平坦な地形と特徴的な眺望 ●宿場町などの歴史を伝える景観 ●住宅地や商業・業務地などの多様な市街地の景観 ●公共施設がつくり出す特徴のある景観 ●多くの人が目にする幹線道路や鉄道・駅前
方針	良好な景観の形成に関する方針 □1.景観施策の展開 (1) 市民との協働による景観づくり (2) 良好な景観づくりに向けた助言・指導 (3) 良好な景観づくりの普及・啓発 (4) 良好な景観づくりに対する表彰・助成 (5) 景観協定の活用 (6) 関係機関との調整及び連携 □2.公共施設等を核とした景観づくり (1) 道路 (2) 河川・水路 (3) 公園・広場 (4) 建築施設 (5) 生産緑地地区及び保存樹林、樹木等 □3.景観形成のためのゾーニング 地域の特性に応じた景観形成を図るため、市内を縦横に流れる河川や幹線道路、商業、工業の集積地などの土地利用を考慮しながら、下記4つのゾーンを区分。 「水と緑の景観ゾーン」 「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」 「商業・工業のある景観ゾーン」 「身近な生活景観ゾーン」	景観形成の基本方針 1 水郷こしがやを特徴づける水と緑の景観づくり 1-1 ●元荒川のシンボルとなる景観の保全・活用 1-2 ●河川・用水の景観の保全・活用 1-3 ●親しみのある水辺の景観づくり 1-4 ●屋敷林などの緑の景観の保全・活用 1-5 ●田園景観の保全・活用 2 広がりを活かした景観づくり 2-1 ●広がりのある眺望の保全・活用 2-2 ●鉄道の車窓からの眺めへの配慮 2-3 ●特徴ある眺望の保全・活用 3 越谷の歴史と文化を活かし継承する景観づくり 3-1 ●旧日光街道の道すしの景観づくり 3-2 ●歴史的景観資源の保全・活用 3-3 ●地域の祭り・イベントを活かした景観づくり 4 快適に住み続けられる景観づくり 4-1 ●緑と調和する住宅地の街並み景観づくり 4-2 ●楽しく歩ける道の景観づくり 4-3 ●幹線道路沿道の秩序のある景観づくり 4-4 ●まちの顔となる景観づくり 4-5 ●景観を阻害する要素・要因の改善 5 みんなで創り育てる景観づくり 5-1 ●景観づくりに対する意識の醸成 5-2 ●景観づくりを担う人づくり 5-3 ●市民が主体となった身近な景観づくり

自治体名	八潮市	三郷市
策定年月	決定：平成19年3月30日 変更：平成28年7月29日	作成：平成22年 改定：平成28年3月
目標	景観まちづくりの目標 -「きて」「みて」「ふれて」- 心に残る「美しい演出」のまち	基本目標 『自然と街が調和し、ほっとする景観づくり』
背景特性等	目標の背景 八潮市の景観まちづくりは、50年100年先を見据え、様々な人に「きて」「みて」「ふれて」感じてもらうために、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの場に相応しい演出を考え、共通の目標に向かって協力し合うことにより「心に残る美しい演出のまち」を目指し、誇りと愛着の持てる「ふるさと」へ皆さんと一緒に進めていくものです。	基本目標の補足 ◆三郷市がめざす景観形成の目標像は、水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街（まち）が調和する景観連鎖」です。 ◆この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し、三郷市景観の特色となるものです。
方針	景観まちづくりの基本方針（P4） ○地域性を活かした表情豊かで安心して暮らせる街並み景観づくり 都市近郊農地として貴重な田畑や水路などの地域性を活かした景観まちづくり を基本とし、住宅地、商業地、工業地などそれぞれの周辺地域や環境との調和による演出を図り、誰もが安全安心に暮らせる表情豊かな街並みの景観づくりを進めます。 ○川に育まれた八潮の自然や伝統文化・文化財等を受け継ぐ景観づくり 中川をはじめとする周辺河川の恵み を受けて育まれた 八潮市の自然 や伝統文化・文化財などを貴重な共有財産として考え、それらを大切に守り・活かすなどの演出を図りながら、次の世代に誇れるものとして受け継がれていく景観づくりを進めます。 ○魅力と個性のある八潮の「顔」となる景観づくり 八潮駅周辺の新たな中心市街地や、市役所周辺の既存中心市街地などの拠点となる地域において、魅力的で活力ある街並みをつくるための先導的役割を果たす演出を図るとともに、主要な道路や公園などの公共施設においても、地域性を活かした演出を推進し、魅力と個性のある八潮市の顔となる景観づくりを進めます。	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 ■自然・田園とまちが係わる景観づくり ・水や緑と共生し、次代へ伝える市民空間の景観づくりをしましょう。 ・水と緑を活かし、三郷らしさを守り、育みましょう。 ・水と緑に人とまちが魅力的に 映える 景観づくりをしましょう。 ・人と人、人と自然の 触れ合い がある景観づくりをしましょう。 ・緑の 拠点 と人の集まる拠点を結び ネットワーク の景観づくりをしましょう。 ■市街地全体の景観づくり ・地域の特色を活かして、まちの景観づくりをしましょう。 ・市街地や集落景観を活かし、三郷らしさを育み、つくりましょう。 ・地域の景観資源を守り、活かしましょう。 ・調和のとれたまち並みの景観づくりをしましょう。 ・緑豊かな住宅地を守り、育みましょう。 ■拠点における景観づくり ・三郷中央地区、新三郷からシティ地区、三郷インターA地区など、新たな街や顔となる景観整備を推進しましょう。 ・駅周辺などは、賑わいやシンボルとなる景観演出を図りましょう。 ・街にゆとりや賑わいを創出し、魅力ある都市空間の景観づくりをしましょう。 ■市民と事業者と市の協働による景観づくり ・良い景観はみんなの共有資産です。景観意識を育みましょう。 ・市民と事業者と市が協働で景観づくりに取り組みましょう。 ・住民参加により住居環境や田園環境の 保全 を進めましょう。 ・誰もがほっとする景観をみんなでつくりましょう。 ■推進方策による景観づくり ・良好な景観形成に向けた道しるべを持ちましょう。 ・公共事業の景観形成は先導的な役割を果たしましょう。 ・景観の活動や整備等を支援しましょう。 ・景観づくりを進める取り組み体制を整えましょう。 ・持続性のある景観づくりを推進しましょう。

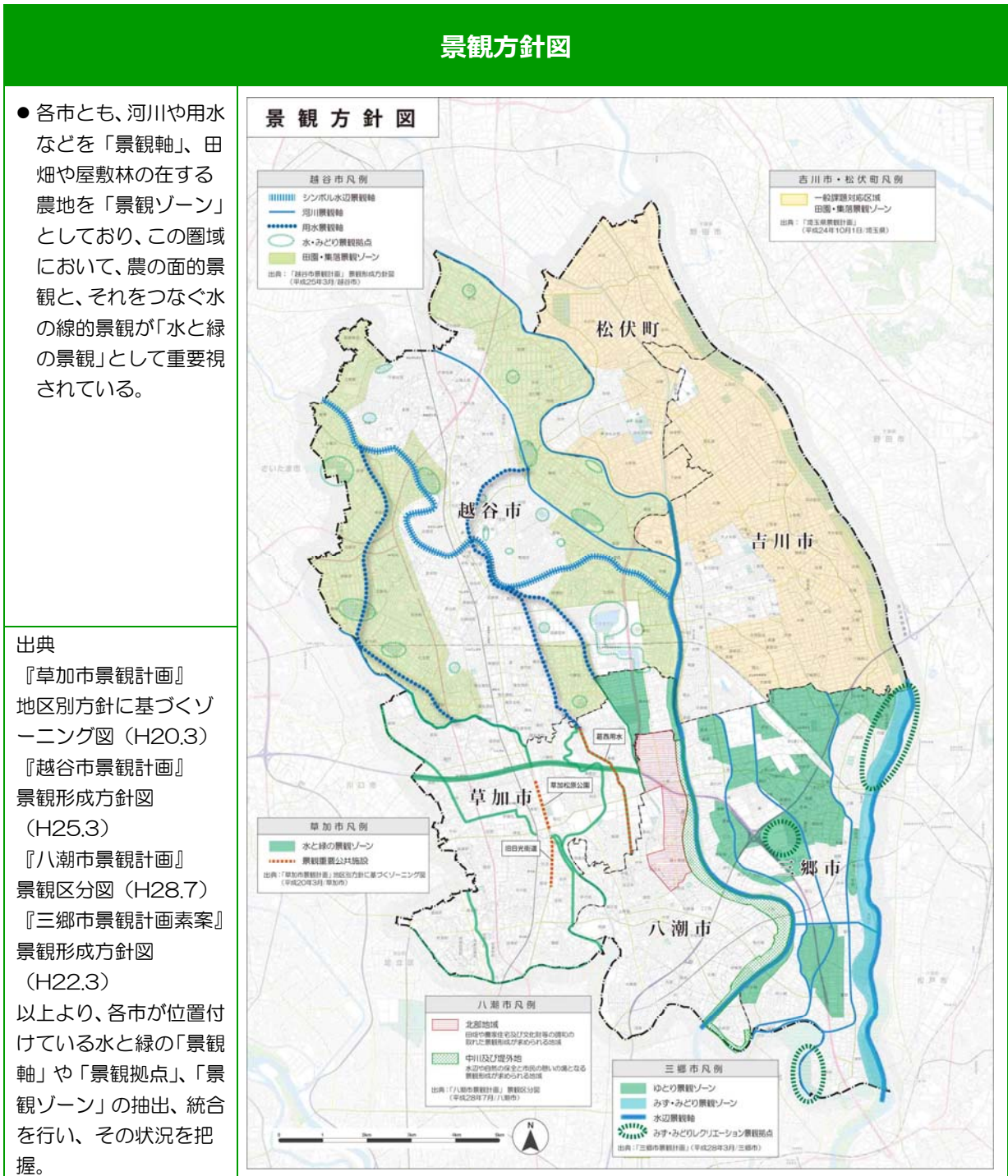
自治体名	草加市	越谷市
景観区分 方策	<p>各ゾーンにおける地区別方針（基本方針）</p> <p>水と緑の景観ゾーン 水と緑あふれる自然環境が住宅地と調和し、良好な景観が保たれている地区</p> <p>活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内を河川や水路が縦横に流れていることが草加市の特徴です。この特徴を活かし、河川を軸として積極的に緑化していくことにより、水と緑の景観づくりを進めていきます。 河川沿いには花や緑を育てる市民の活動があります。これらの活動を支援し、市民の自主的な取り組みを大切にしながら、より良いまちなみ景観の形成を進めていきます。 <p>守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路や河川の改修にあたっては、水路や河川沿いに自然に育っている樹木を残すことで地域の自然的な景観を守っていきます。 点在する屋敷林や大木、生け垣などは市民の努力により保たれています。緑化や維持管理を支援していくことにより、かつての原風景を感じさせる郷土の景観を守っていきます。 生産緑地地区を適正に保全するとともに、積極的に追加指定することで、農地の広がる景観を守っていきます。 <p>創る</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いには、遊歩道、散策路など歩行者専用道路を整備するなどして、親水性の高い空間を創り出していきます。 水辺やまたまた緑に面する地域では、建築物や工作物の形態意匠に配慮し、自然環境に調和した景観を創り出していきます。 緑の多い地域では、地域に根ざした緑化を進めることで、周辺と調和した景観を創り出していきます。 <p>歴史・文化・伝統の景観ゾーン 宿場町の面影や歴史的な趣のある建築物が残されていたり、草加市の代表的な景観資源である松並木のある地区。または、かつての草加市の原風景を感じさせるような屋敷林等が残されている地区</p> <p>活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化、伝統を感じさせる建築物等を保全するとともに、それらの形態意匠を現代の建築物のデザインに活かし、歴史的な趣のある景観を次世代に継承していきます。 結瀬川左岸広場や松原遊歩道では、これまで行政と市民が協働で花や緑を植える活動を行ってきました。このような活動を大切に、花と緑あふれる景観を市民とともに維持管理していきます。 <p>守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 松並木は、草加市を代表する貴重な景観資源として適切に維持管理を行い守っていきます。 草加原地区では、結瀬川左岸広場を中心とした良好な眺望景観を守っていきます。また、高層建築物の形態意匠に配慮することにより、松並木と調和した景観を誘導し、松並木と結瀬川が織りなす歴史と風格を感じさせる景観を守っていきます。 榑木地区に点在する屋敷林や大木、生け垣などは、市民の努力により保たれています。市民の維持管理を支援していくことで郷土の景観を守っていきます。 <p>創る</p> <ul style="list-style-type: none"> 草加原地区や草加松原地区は、旧道や結瀬川、草加松原を軸として、緑や河川などの自然環境や歴史、文化を活かしながら、個性と活気あふれる草加市のシンボルゾーンとしてふさわしい魅力的なまちなみ景観を創っていきます。 <p>商業・工業のある景観ゾーン 商業業務施設の集積している地区。または、皮革、浴衣、煎餅等の伝統的産業を支える工場や近代的な工場の集積している地区</p> <p>活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地では、多様な設えも賑わいの一つの側面となります。一定の統一感の下で個性を活かし、また景観を阻害する要因を取り除いていくことにより、より魅力ある景観に誘導していきます。また、商店街では花の設置やイルミネーションなど様々なイメージアップを図る活動が行われており、これらの市民の自主的な取り組みを支援しながらより良いまちなみ景観の形成を進めていきます。 駅前周辺では、行政と町会、商店会等が協働でゴミの清掃や捨て着衣の撤去等を行っています。このような活動を大切に、安心して暮らし続けられることできる、清潔で楽しいまちなみ景観を市民とともに創り出していきます。 工業地で特に敷地規模の大きい工場では、外周部にまたまた緑化がされています。事業者が景観に配慮した維持管理をしてもらうことで、より良い緑の景観を誘導していきます。 新緑道路沿いには街路樹が植栽されています。管理者に景観に配慮した維持管理をしてもらうことで、より良い緑の景観を誘導していきます。 <p>守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場を適切に維持管理し、駅前における魅力的なオープンスペースを守っていきます。 商店街や商店としての魅力を見出し、歩道の確保に努めていくことにより、人々の生活に密着した商店が通り沿いに連続する、身近な商店街の景観を守っていきます。 <p>創る</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地の建築物や工作物は、色彩のバランスに配慮し、一定の統一感の下で、まろやかに感じられる形態意匠を工夫し、人が集まるまちなみ景観を創り出していきます。 工業地の建築物や工作物は、形態意匠やその規模にふさわしいボリューム感で緑化を行い、やすらぎや親しみを感じられる景観を創り出していきます。 <p>身近な生活景観ゾーン 地域の人の取り組みにより良好な景観が創出され、維持管理されている地区。</p> <p>活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接行為により一団の専用住宅が整備される場合には、ルールの啓発を行い、民間事業者の活力を活かしながら良好な住宅地を整備していきます。 道路沿いや公園・広場を中心に、花や緑を育てる市民の活動が行われています。 <p>これらの活動を支援し、市民の自主的な取り組みを大切にしながら、より良い景観の形成を進めていきます。</p> <p>守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地整理事業によりまちなみの整備が終わった地区については、すでに形成された良好な環境を将来にわたって守り、さらに地域の価値を高めるよう、地区計画制度や建築協定、景観協定などを積極的に活用し、良好なまちなみ景観を守っていきます。 点在する屋敷林や大木、生け垣などは市民の努力により保たれています。維持管理を支援していくことで郷土の景観を守っていきます。 貴重なオープンスペースである生産緑地地区を適正に保全するとともに、積極的に追加指定することで、農地の広がる景観を守っていきます。 <p>創る</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後まちなみが整備される地区については、形態意匠などのまちなみづくりのルールに基づき、一定の統一感の下で個性を表現したまちなみ景観を創り出していきます。 開放性のある外構の整備を推奨し、安全性の向上に加え、ゆとりある魅力的なまちなみ景観を創り出していきます。 	<p>類型別景観形成方針 景観を形成する要素を景観軸、景観拠点、景観ゾーンとして整理し、それぞれの景観形成方針を設定します。</p> <p>(1) 景観軸の景観形成の方針</p> <p>シンボル水辺景観軸（元荒川）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然の豊かさや開放感が感じられる越谷を代表する水辺の景観の形成を図ります。 堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 屋敷林などの水辺の緑の保全・創出を図ります。 <p>河川景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 水辺の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。 <p>幹線道路景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の特性や周辺の景観との調和に配慮した秩序ある景観の形成を図ります。 道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。 橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した調和した景観の形成を図ります。 <p>シンボル道路景観軸（越谷駅前線・南越谷駅越谷駅線）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の風格やゆとりが感じられる景観の形成を図ります。 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。 <p>旧日光街道景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧日光街道沿いの歴史的な景観資源の保全・活用を図ります。 歴史的な景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 <p>鉄道景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道車窓からの眺めに配慮した景観形成を図ります。 高架上の高い位置からの眺めが得られる区間では、遺景や屋根・屋上に配慮した景観の形成を図ります。 周辺の景観資源に配慮した景観の形成を図ります。 <p>(2) 景観拠点の景観形成の方針</p> <p>水・みどり景観拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 水と緑の保全・創出・活用によるうるおいのある景観の形成を図ります。 緑の連続性や緑との調和に配慮した景観の形成を図ります。 <p>駅景観拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場、駅舎などが一体となったまちの顔や玄関にふさわしい景観の形成を図ります。 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 <p>歴史景観拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 社寺等の歴史的景観資源の保全・活用を図ります。 周辺における歴史的景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。 <p>眺望点</p> <ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの良好な景観の確保・保全を図ります。 周辺における眺望に配慮した景観の形成を図ります。 <p>(3) 景観ゾーンの景観形成の方針</p> <p>田園・集落景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 広がりのある田園の景観の保全・活用を図ります。 緑や集落と調和する景観の形成を図ります。 屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。 <p>住宅地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と調和した落ち着いた景観の形成を図ります。 屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。 <p>商業・業務地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 個性的な魅力と秩序のある街並み景観の形成を図ります。 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。 <p>工業・流通業務地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するまどまりのある街並み景観の形成を図ります。 季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。

自治体名	八潮市	三郷市
景観区分と 方策	<p>景観区分と方針 (1) 都市的景観区分</p> <p>① 中心商業地 区分：市の中心的商業地である「八潮駅周辺」及び「けやき通り沿道」の商業地で、市の拠点、市民活動の中心となる、魅力的で活力のある街並み形成が求められる地域 方針：「魅力的で活力を感じる街並み」の誘導</p> <p>② 工業地 区分：工場や倉庫が立地している工業系地域で、産業の中心となる、親しみを覚える街並み形成が求められる地域。ただし、一部の区域については、将来的には住居系の街並み誘導が求められる地域 方針：「明るく親しみを覚える街並み」の誘導</p> <p>③ 新市街地 区分：新たな市街地の形成が進んでいる住宅地等で、市の顔となる新たな市街地の形成が求められる地域 方針：「明るくゆとりを感じる街並み」の誘導</p> <p>④ 既成市街地 区分：景観資源が点在しており、また、様々な用途の建築物が立地している既成市街地で、資源の保存や、今後の建て替えなどによる周辺と調和の取れた街並み形成が求められる地域 方針：「心地よさを感じる街並み」の誘導</p> <p>⑤ 北部地域 区分：周囲に貴重な田畑や農家住宅が立地し、文化財等も多数現存する、市の北部に位置する市街地調整区域で、それらを保存・活用するとともに、調和の取れた景観形成が求められる地域 方針：「落ち着きを感じる景観」の誘導</p> <p>(2) 自然的景観区分</p> <p>⑥ 中川及び堤外地 区分：中川とその周辺に広がる堤外地で、貴重な水辺や自然を保全し、市民の憩いの場となる景観形成が求められる地域 方針：「やすらぎを感じる景観」の保全・誘導</p>	<p>景観ゾーン等の方針 (1) 景観ゾーンの方針（面）</p> <p>■ ときめき景観ゾーン ● 今後、商業施設や住居施設等により新たな市街地景観が創出される一定の区域を「ときめき景観ゾーン」とします。 ● 三郷市の新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。</p> <p>■ まちなみ景観ゾーン ● すでに、住居施設や商業施設、工業施設等により市街地として景観が形成されている一定の区域を「まちなみ景観ゾーン」とします。 ● 住居施設は、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまちなみの育成を図ります。 ● 商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ● 工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。</p> <p>■ ゆとりの景観ゾーン ● 農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を「ゆとりの景観ゾーン」とします。 ● 都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ● 都市計画マスタープランに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。</p> <p>■ みず・みどりの景観ゾーン ● 水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観の区域を「みず・みどりの景観ゾーン」とします。 ● 水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成に努めます。</p> <p>(2) 景観軸の方針（線）</p> <p>■ 水辺景観軸 ● 市域の東西に位置する江戸川・中川と市内を縦横断する河川や用水路は、三郷市景観の線の骨格を示すもので「水辺景観軸」とします。 ● 身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。</p> <p>■ 道路・鉄道景観軸 ● 市内の選景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路、またJR武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とします。 ● まちなみ景観ゾーン及びゆとりの景観ゾーンとの調和に配慮した大規模構造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。 ● また、道路軸においてはパブリックデザイン（ストリートファニチャー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。</p> <p>(3) 景観拠点の方針（点）</p> <p>■ 駅景観拠点 ● 都市の玄関口として、新たな街の顔づくりを行うべき拠点の区域を「駅景観拠点」とします。 ● 駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。</p> <p>■ みず・みどりのレクリエーション景観拠点 ● 水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観として重点を置く区域を「みず・みどりのレクリエーション景観拠点」とします。 ● 水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成に努めます。</p>

自治体名	草加市	越谷市
重点地区 推進地区 特定地区	<p>重点地区・推進地区</p> <p>(1) 重点地区</p> <p>①松並木沿い地区 松並木沿い地区には、草加市の景観上のシンボルである松並木があり、遊歩道と綾瀬川左岸広場とともに雄大な景観を作り出しており、そうした地域固有の自然景観と調和した特色のあるまちなみ景観の形成が求められています。</p> <p>②旧道沿い地区 かつて早加磨の街道として栄えた旧道沿い地区には、本市の歴史的・文化的遺産が継承されており、そうした地域固有の歴史的、文化的、伝統的な資源と調和した特色のあるまちなみ景観の形成が求められます。</p> <p>(2) 推進地区</p> <p>①松原岡地地区 草加松原岡地では、住宅市街地総合整備事業を導入し、老朽化した団地の建て替えとともに、地区の骨格となる道路及び公園等の整備が進められています。</p> <p>②今後まちづくりを推進していく4地区 柿木町北側地区、新田駅西口地周辺地区、新田駅東口周辺地区、谷塚駅西口周辺地区 今後まちづくりを推進していく予定のある柿木町北側地区、新田駅西口周辺地区、新田駅東口周辺地区、谷塚駅西口周辺地区については、秩序ある計画的なまちづくりの検討が地域住民と共に進められています。まちの将来像を描く中で、そのまちにふさわしい景観を検討し、行政と市民、事業者との役割分担を明確にしながら、良好なまちなみ景観を創り出していきます。</p> <p>(3) 景観重要公共施設</p> <p>①草加松原公園(市道9001号線) • かつて磨場のあった旧町の歴史を伝え、まちの楽しさやにぎわいを感じることのできる、今様・草加磨地区のシンボルストリートとしてふさわしい道路空間を形成します。 • 沿道の建築物と調和した道路設備や、街路樹、植栽帯などを整備し、まちなみとして一体感のある道路景観を形成します。</p> <p>②旧日光街道 (市道2036号線・市道2079号線・市道2078号線・市道2029号線) • 草加市の代表的な景観資源であり、旧日光街道の名所としての面影を残す松並木や綾瀬川と調和した、うるおいのある緑道景観を適切に維持・管理します。 • 看板やモニュメント等の工作物の設置に際しては、規模や色彩などの形態意匠に十分配慮し、歴史的景観を保全します。</p> <p>③葛西用水 • 農業用水として永く機能している歴史や草加の原風景としての風景を守り、水と緑や花を活かしたうるおいのある空間として親しみの持てる水辺景観を形成します。</p>	<p>特定地区</p> <p>①特定地区の指定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市のシンボルや顔となる景観の形成を図ることが期待される地区 ●本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区 ●大規模な土地利用転換などが計画されており、一体的に良好な景観の形成を図る必要がある地区 <p>②特定地区の対象地区</p> <p>元荒川沿川特定地区 市の中心を蛇行して流れ、周辺には豊かな緑を有する宮内庁埼玉鶴場や久伊豆神社などがあり、越谷らしい特徴ある景観を形成しているだけでなく、多くの市民にも親しまれています。特に、市街地に挟まれている区間では、周辺の街並み景観が元荒川の景観に大きな影響を及ぼすと考えられることから、良好な景観の形成に向けて、特性に応じた誘導が求められます。</p> <p>越谷レイクタウン特定地区 越谷レイクタウン地区は、調節池を中心として新たなまちづくりが進められており、先導的な景観の形成が期待されます。</p> <p>旧日光街道沿道特定地区 越谷谷磨の中心となった地区の一部には、かつての宿場町の雰囲気を残す街並みが残っています。中心市街地の活性化とあわせて、歴史に配慮した景観まちづくりの推進が求められます。</p>

自治体名	八潮市	三郷市
重点地区 推進地区 特定地区	<p>景観計画特定区域</p> <p>(1)八潮市周辺商業特定区域</p> <p>地区目標：玄関口として相応しい品格ある街並みづくり</p> <p>方針①：親しみを持てる空間の創出</p> <p>方針②：連続性が感じられるデザインの配慮</p> <p>方針③：駅舎及び駅前広場のデザインコンセプトとの調和</p> <p>(2)八潮南部東まちづくり推進地区特定区域</p> <p>地区目標：多様な世代が集い暮らせる うるおいあるまち</p> <p>方針①：にぎわい・活力と快適な住環境のまちづくり</p> <p>方針②：地域の特性を活かした調和あるうるおい豊かなまちづくり</p> <p>方針③：誰もが快適に暮らし、集える安全・安心のまちづくり</p> <p>方針④：地位主体、住民主体のまちづくり</p>	<p>重点地区</p> <p>⑨新三郷からシティ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。また、「武蔵野操車場跡地地区における景観計画（平成18年3月三郷市）」が策定されており、この計画にもとづく景観形成の充実が重要となっています。 本地区は、商業系施設や住居系、工業系施設の整備により、新たな街が創出され、個性ある街の顔づくりが形成されているとともに、市民や事業者への景観に対する波及効果の高まりが期待できます。 今後においては、これらの施設の更新等においても良好な景観形成を保持し、且つ充実を図るために重点地区として定めます。 <p>⑩三郷中央駅地区(三郷中央地区センターゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。 また、「三郷中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書（平成20年3月三郷中央地区まちづくりプロジェクトチーム）」が策定され、このプランに基づく景観形成が重要となっています。 本地区は、駅に接してにおどり公園や第二大場川の水辺を有し、三郷市の特徴的な景観を形成しています。 また、同都市デザインプラン検討報告書を活かし、三郷市を代表する新たな街『市民空間の形成』の創出を目指して業務や商業系、住居系施設等の整備が求められています。そのため、これらの促進と充実を図るために重点地区として定めます。

① 景観方針図



図Ⅱ-5 景観方針図

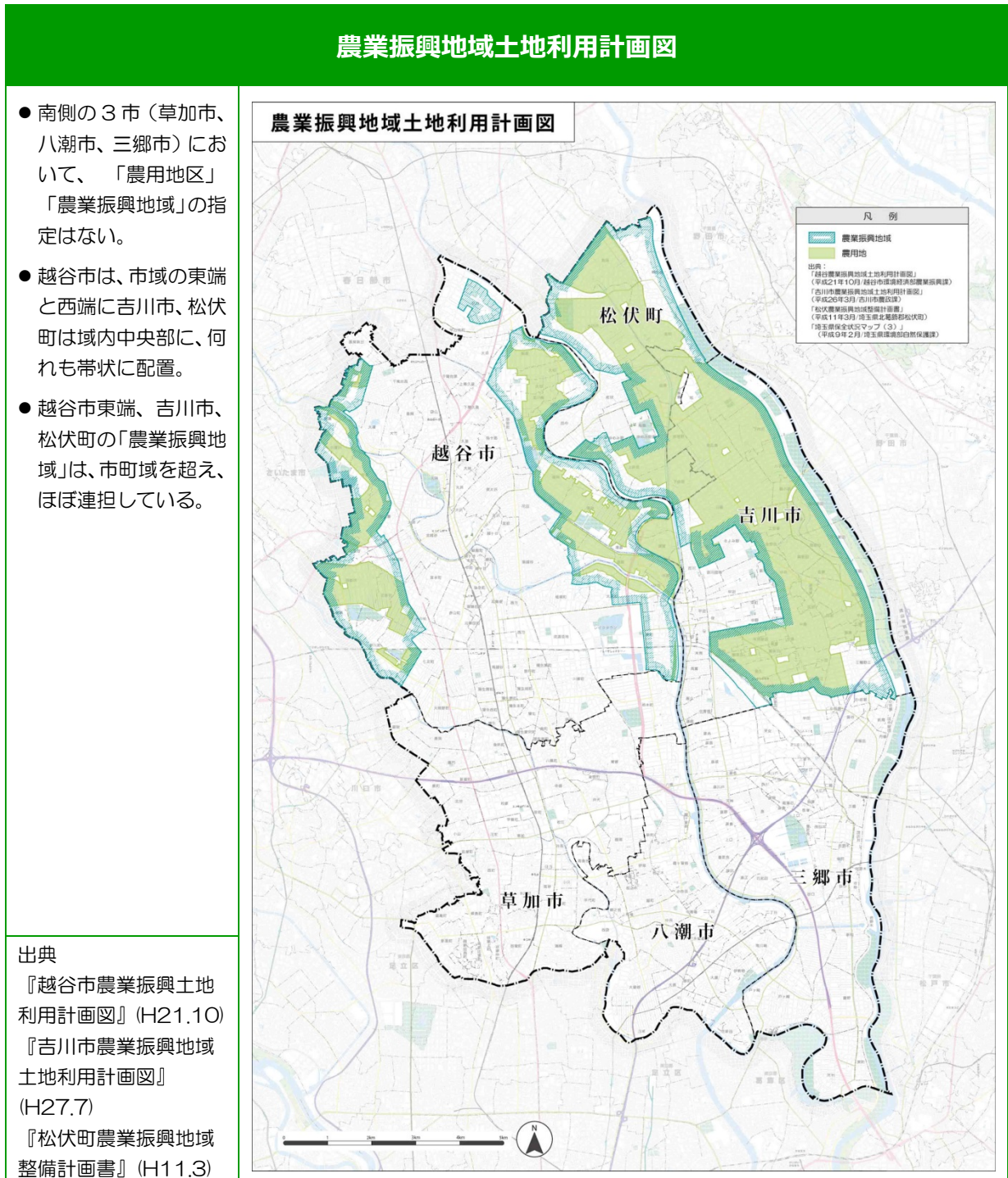
(4) 農業振興地域整備計画 (2市1町)

自治体名	越谷市	吉川市	松伏町
名称	越谷農業振興地域整備計画	吉川農業振興地域整備計画	松伏農業振興地域整備計画
策定年月	平成26年11月	平成3年11月12日	平成11年3月
農業経営の規模拡大及び農用地等の促進を図るための方策	<p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業 越谷市農業協同組合 土地利用型農業を中心とした農地利用集積円滑化事業全般を実施 市 観光農業をはじめとする高収益型農業を推進することを目的として、農地所有者から農地を借り受けた後、盛土や栽培用ハウス等の農業用施設の整備を行い、担い手に貸し付ける農地利用集積円滑化事業を実施</p> <p>(2) 計画的な農業生産基盤の整備 農地利用集積円滑化事業などによって集積した農地において効果的な農業生産基盤の整備を計画的に実施し、農業者の効率化や生産性を高める事により、農地の安全と有効活用を図る。</p> <p>(3) 越谷市特別認定農業者補助制度 市内で10ha以上の現況水田を耕作する認定農業者を、越谷市特別認定農業者とし、耕作面積の大規模化による農業経営の効率化・安定化に取り組み農業者への支援を行う。この制度を活用し、集積した農地を受けとることのできる担い手を確保・育成するとともに、こうした農業者に対して集積された水田の大部分が集積されるよう取り組み、将来にわたって優良な農地の安全・有効活用を図る。 優良農地（産地形成型）で営まれる農業経営については、今後確保・育成すべき農業経営を明確にし、必要な支援策の検討、重点的支援制度の拡充を進める。</p>	<p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>1 地域農業集団の育成対策 中核農家や多数の農家の参加による地域農業集団を育成し、次のような活動を推進する。 (1) 中核農家と多数の農家との協調、連携を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。 (2) 作付地の集団化やブロックローテーション方式の導入を図る。 (3) 未利用地や不耕作地の有効利用を図る。また、裏作の導入を推進する。 (4) 中核農家への農地（利用種）の集積や作業受委託を推進する。</p> <p>2 農業生産組織の育成対策 農業後継者や中核農家による高効率な生産組織を育成し、次のような活動を推進する。 (1) 機械施設の共同利用を図る。 (2) 作業受委託を推進する。 (3) 耕種農家と畜産農家との連携による稲わら、麦わら、作物残渣等の有効利用や堆きゅう肥の円滑な供給等を推進する。</p> <p>3 農用地利用増進事業、農地保有合理化推進事業、農用地の流動化対策 各事業の内容や手続き等が更に広く農家に理解されるように努めるとともに、農業委員会や流動化推進委員の活動と地域農業集団活動等を結び付けて中核農家への農地（利用種）の集積を図る。</p>	<p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 地域別農業推進組織の育成 ・ 土地利用の調整 ・ 農作業組織への受委託の移行確認</p> <p>(2) 地域農業集団の育成 ・ 農作業受委託の推進 ・ 土地利用の推進 ・ 地域農業集団間の連絡調整及び推進</p> <p>(3) 農用地の集団化 ・ 転作地の有効利用促進 ・ 農用地有効利用促進のための交換分合への誘導</p> <p>(4) 農地保有合理化促進事業 ・ 松伏・金杉地区を併せた2地区合同の地域農地合理化推進連絡会の組織化 ・ 農協・役場が中心となった農地の借り手・貸し手農家の総合調整と推進</p> <p>(5) 営農型間農業生産体質協議会の組織化 ・ 輪作体系による土地利用を図るための遊休農地を含めた土地交換の推進</p>
	農用地等の保全のための活動	<p>農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 農業・農村支援ネットワークづくり事業 目的 越谷市の地理的特性を活かし、都市の魅力と農業・農村の恵みを両立したまちづくりや農業者と地域住民との交流による農業への理解向上、地域で農業を支えるネットワークづくりを進める 対象 農用地区域を設定している6つの地区 内容 各地区の地域コミュニティ推進協議会が行う農業者と地域住民の連携による農業イベントや水路清掃等の活動に対して1地区につき1年あたり30万円を上限として、3年間補助を行う。3年間の補助事業が終了した後においても、農地保全に向けた活動が継続されるよう、農業者と地域住民のネットワークの維持、地区における農業を支援するための活動の定着を目指す。 対象となる活動内容 ①「農地・水・環境保全向上対策事業」 農業者と地域住民が協力して農業用水等の維持管理作業を行う ②「地産地消推進事業」 各地区の農産物をイベントなどで紹介・販売する ③「担い手育成事業」 農業者の農業期の作業をサポートできる人材を発掘・育成する ④「遊休農地活用事業」 遊休農地を活用した農産物の栽培や農業体験などの生涯学習の場を提供する ⑤「農業イベント実施事業」 農業関連イベントを農業者と地域住民が共同で企画・実施する</p> <p>(2) 大吉・向畑地区の農地利用集積円滑化事業に向けた取り組み 対象 大吉・向畑地区にある約9.0haの現況水田 内容 平成24・25年度 農業生産基盤の整備を実施（大吉地区土地改良事業） 平成26年度～ 担い手への集積の取り組み（農地利用集積円滑化事業（越谷市農業協同組合）） 集積後 下記が主体となって担い体制づくりが進められている。 【耕作】：農業者 【農用地の保全に関する周囲の用排水路清掃や道・水路沿いの雑草駆除等】：土地所有者からなる地区の組織</p>	<p>地域資源の有効利用及び適正な管理・保全を図るための方策</p> <p>(1) 地域特産物の開発 緊急生産調整推進対策事業（水田転作）と併せて、「ツクネイモ」等を地域の特産物・特産品としての育成と銘柄の確立を図ると同時に、販売体制の推進を図る。</p> <p>(2) 農業副産物の有効活用 コンパインの普及に伴い、病却等で未利用となっている稲わらなどの有効利用を図るため、組織的収集の転換を促すとともに、堆肥化施設の整備を行い有機物資源の供給に努める。</p> <p>(3) 観光農業の推進 首都圏30kmに位置した農村の恵まれた自然環境を生かし、憩いやすさの場を提供し、農業体験等を通して、農業に対する理解を深め、併せて、本町の特産物を生かした農業生産の実現を図る。 「彩の国フレッシュマート整備事業」を通じ、野菜等の地場流通を推進するため農産物直売施設の整備に努める。 また、酪農農家等とぶどう・サツマイモの観光農業の整備を推進する。</p> <p>(4) 市民農園及び直売施設等の整備 松伏町は、越谷市、春日部市に隣接し、農村との交流を求める市民も多く存在することから、当町北部に建設が予定されている「緑の丘公園」を、県南東部地域の広域的な都市農村交流の場として位置づけ、農業体験ができる市民農園や都市住民と農家が交流する農産物直売施設等の設置を図る。</p> <p>(5) 郷土芸能、史跡の保存・整備 有形・無形の文化財等は、再び創り出すことのできない貴重な財産である。史跡等の文化財については、標識・案内板・ガイドマップ等により保護思想の啓蒙普及を図り、民俗芸能については、一層の保存に努め、観光資源としての活用を図る。</p> <p>(6) 伝統工芸技術の伝承・保存 松伏地区には、武者人形、ミニチュア家具等の伝統工芸があり、観光コースの充実を図る上で重要な観光資源として活用するため、より一層の保存に努めると同時に、金杉地区の観光農業と併せた観光ルートを開発する。</p> <p>(7) 森林資源の活用 該当なし</p>
その他			

(5) 都市農業振興基本計画等 (3市)

自治体名	越谷市	八潮市	三郷市
名称	第2次越谷市都市農業推進基本計画 平成23年度～平成32年度【中間見直し】	八潮市都市農業振興基本計画	三郷市農業振興計画
策定年月	平成23年4月（平成28年度3月見直し）	平成26年3月	平成26年3月
将来像	基本理念 持続的に農業が行なわれる環境づくり	目標 「環境にやさしい魅力ある農の活力が実感できる」 都市型農業の確立	将来像 「豊かな食と人を育む三郷市農業」
基本方針等	基本方針-1 (方針1) 首都近郊という地理的優位性を活かした 都市農業の展開を支援する (方針2) 豊かな実りを生む農業の基盤を整える (方針3) 持続的に農業経営を担う人材を育成する (方針4) 市民が農業を支える仕組みをつくる	計画の体系 1. 地産地消の推進と農産物のブランド化 2. 都市と共生した農業環境の促進 3. 担い手の育成・確保 4. 農地の環境保全と農地利用円滑化事業の推進	基本方針 ① 農地の計画的な保全 ② 農業経営・生産の充実 ③ 農業の担い手の育成・確保 ④ 流通販売の促進 ⑤ ふれあい型農業の推進 ⑥ (仮称) 農業センターの調査・研究 ⑦ 計画推進体制の確立
計画の体系	基本方針-2 (方針1) 首都近郊という地理的優位性を活かした 都市農業の展開を支援する 地産地消の推進 産地形成の促進 高付加価値農業経営の支援 道の駅と連携した新たな都市型農業の拠点整備 (方針2) 豊かな実りを生む農業の基盤を整える 優良農地の保全・有効活用 農業生産基盤などの整備 (方針3) 持続的に農業経営を担う人材を育成する 担い手の確保・育成 就農者フォローアップ活動の充実 (方針4) 市民が農業を支える仕組みをつくる 市民理解の向上 農業への市民参加の推進	計画の体系 1. 地産地消の推進と農産物のブランド化 1-1. 地産地消の推進 1-2. 農産物ブランド化の推進 2. 都市と共生した農業環境の促進 2-1. 環境保全型農業の推進 2-2. 市民がふれあう農業の推進 3. 担い手の育成・確保 3-1. 農業の担い手育成 3-2. 農業団体の支援 4. 農地の環境保全と農地利用円滑化事業の推進 4-1. 農地の環境保全 4-2. 農地利用円滑化事業の推進 4-3. 人・農地プランの促進 4-4. 環境に配慮した幹線農業水利施設の管理	計画の体系 1. 農地の計画的な保全 1) 優良農地の保全 2) 農地の多面的機能の活用 2. 農業経営・生産の充実 1) 農業経営体の育成 2) 営農形態に応じた支援 3) 農産物の高品質化・高付加価値化の推進 4) 環境にやさしい農業の推進 3. 農業の担い手の育成・確保 1) 農業後継者の育成 2) 多様な担い手の育成 4. 流通販売の促進 1) 地産地消の推進 2) 地元農産物の広報・宣伝活動の推進 5. ふれあい型農業の推進 1) 農と市民の交流の推進 2) 農のある景観づくり 6. (仮称) 農業センターの調査研究
役割その他	役割 ◎農業者 地産地消の推進に向け、農産物の生産拡大や 品質向上に取り組み、農地の保全や適正な管理に 努めます。 ◎JA 越谷市 農業者や行政と連携し、地産地消や生産支援に 積極的に取り組みます。 ◎越谷市 (農業振興課・越谷市農業委員会) 都市農業の展開が本市の農業振興はもとより、 産業全体の振興やまちづくりの一翼を担えるよう 本計画を推進します。 担当課である農業振興課および越谷市農業委員会、 JA 越谷市をはじめとする農業関係団体等との連携・ 協力を図りながら農業者の主体的な取り組みを 支援し、具体的な施策の展開にあたっては、農業を 取り巻く動向に注視しながら、産業支援課・観光課 をはじめとする関係各課と連携を図り、「越谷市 自治基本条例」に基づき市民との協働のもと、 効果的な実施に努めます。 ◎土地改良区 農業者や行政と連携し、農業生産基盤の整備や 維持管理に積極的に取り組みます。	それぞれの役割 1. 農業者（生産者） 本市の「食料・農業」を支える主体であるという 認識を持ち、生産技術や経営管理能力の向上に 努め、安全・安心・新鮮な農産物の安定供給を 図るとともに住民との交流により、「農業」の 役割と必要性を市民に広く伝えていくことを 推進します。 2. 農業関係団体 組織及び経営基盤の強化を図るとともに、生産者の 要望に応えながら、生産者の経営改善を支援し、 生産情報等の情報発信を行う消費者ニーズを 把握し、生産者と連携しながら消費者が求める 農産物等を提供していくことを推進します。 3. 市民（消費者） 「農業」の役割を十分に理解するとともに、 「食」に対する正しい知識を学び、市内農産物の 購入・農業体験・援農ボランティア等を通じて、 農業に積極的な関わりをもち、地域のコミュニティー 活動に参加しながら本市の農業を理解・支援 していくことを推進します。 4. 食品流通加工事業者 生産者との連携により安全・安心・新鮮な農産物の 安定供給に努めるとともに、「食」に関する確かな 情報を消費者に伝えていくことを推進します。 5. 商工会・観光協会・NPO・ 企業・ボランティア団体などその多くが地域に 密着した活動を行っており、今後の本市農業を 支える新たな担い手として、また、本市農業を 支える支援者として農業者、農業関係団体などと 協力し、農業支援していくことを推進します。 6. 行政 本計画を実現するため、行政内部の円滑な推進体制の 構築と、農業者、農業関係団体、農業委員会、 食品流通加工事業者、商工会・観光協会・NPO・ 企業・ボランティア団体など農業に携わる組織間の 連携と協働により計画を推進します。	各主体の役割 農業者・農業団体 ・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として 計画を主体的に進める ・農業を発展させるために、市民、民間との連携を 進める JA ・農業者団体の活性化を図るための取組を進める ・農業経営・生産環境づくりを支援する ・直売所等を通して農業者と市民を結び役割を果たす 市民・市民団体 ・三郷市の農産物の消費により農業を支える ・安全な食生活、地域環境の担い手として 計画を主体的に進める ・農業の理解者として農業者との連携、支援を進める 民間団体（商工会・企業・NPO等） ・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を 結び役割を果たす ・人材や経営のノウハウなどを提供する 市 ・各団体や個人の連携や活動を支援する ・計画にもとづく必要な施設、設備を支援する ・計画に関する情報提供、進捗管理を行う ・(仮称) 農業センターの調査研究を行う 農業委員会 ・農地情報を把握し、肥培管理を指導、支援する ・認定農業者や後継者の経営改善を指導、支援する ・農業者、市民に都市農業、農地の情報を提供する 埼玉県 ・農業生産に関する情報提供や指導、補助等により 支援する。

① 農業振興地域土地利用計画図



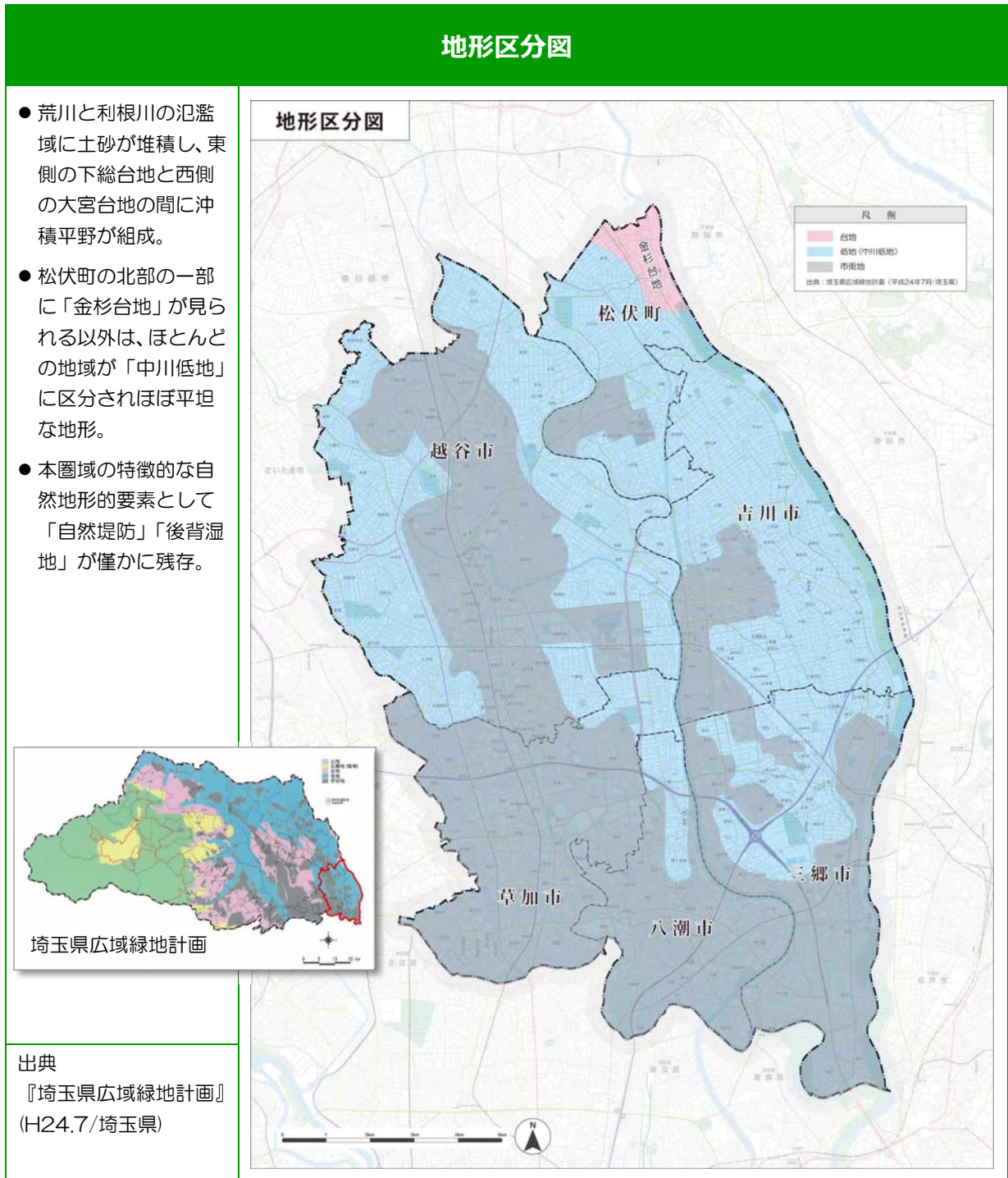
2 現況の解析

(1) 航空写真



図Ⅱ-7 航空写真

(2) 地形区分図



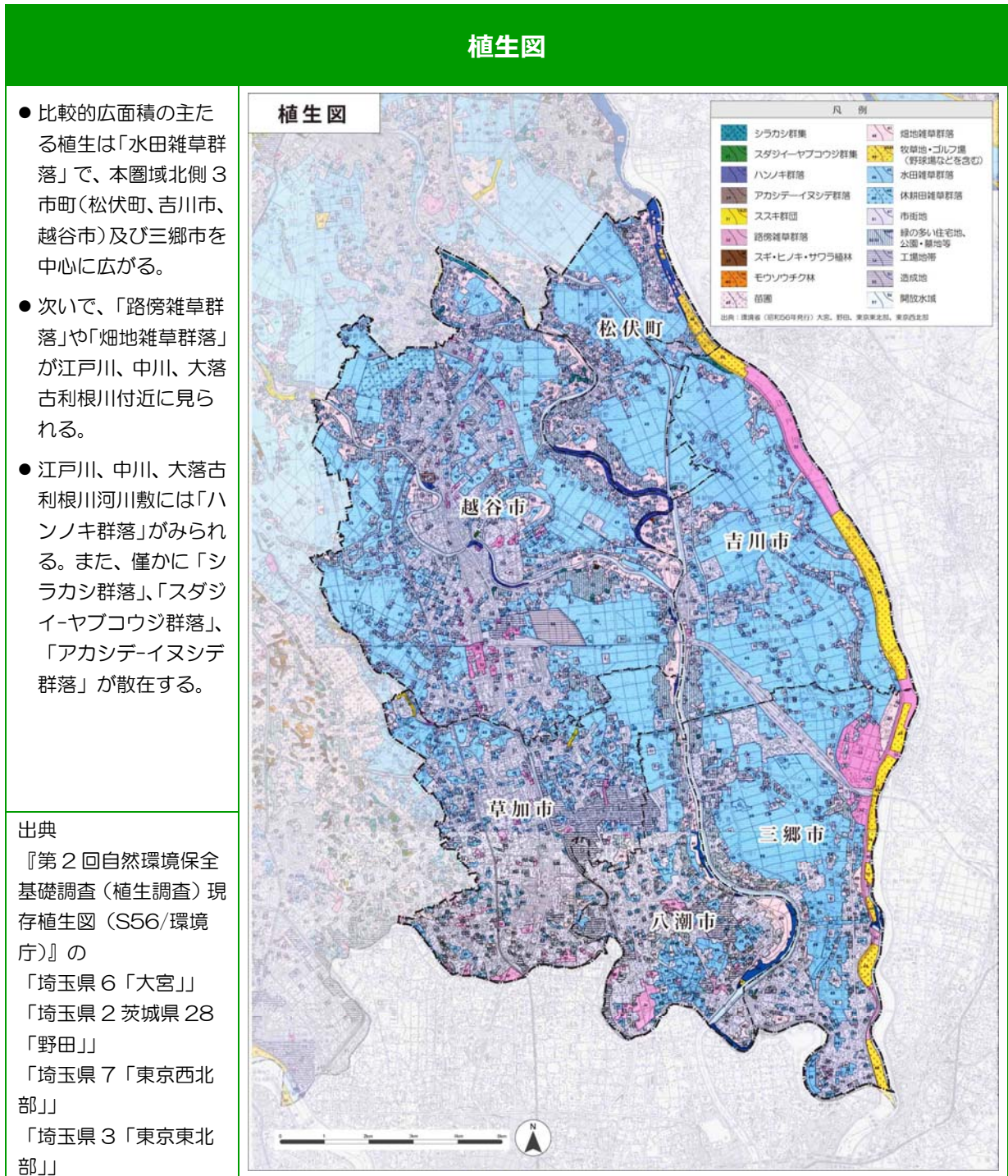
図Ⅱ-8 地形区分図

(3) 主要な河川位置図



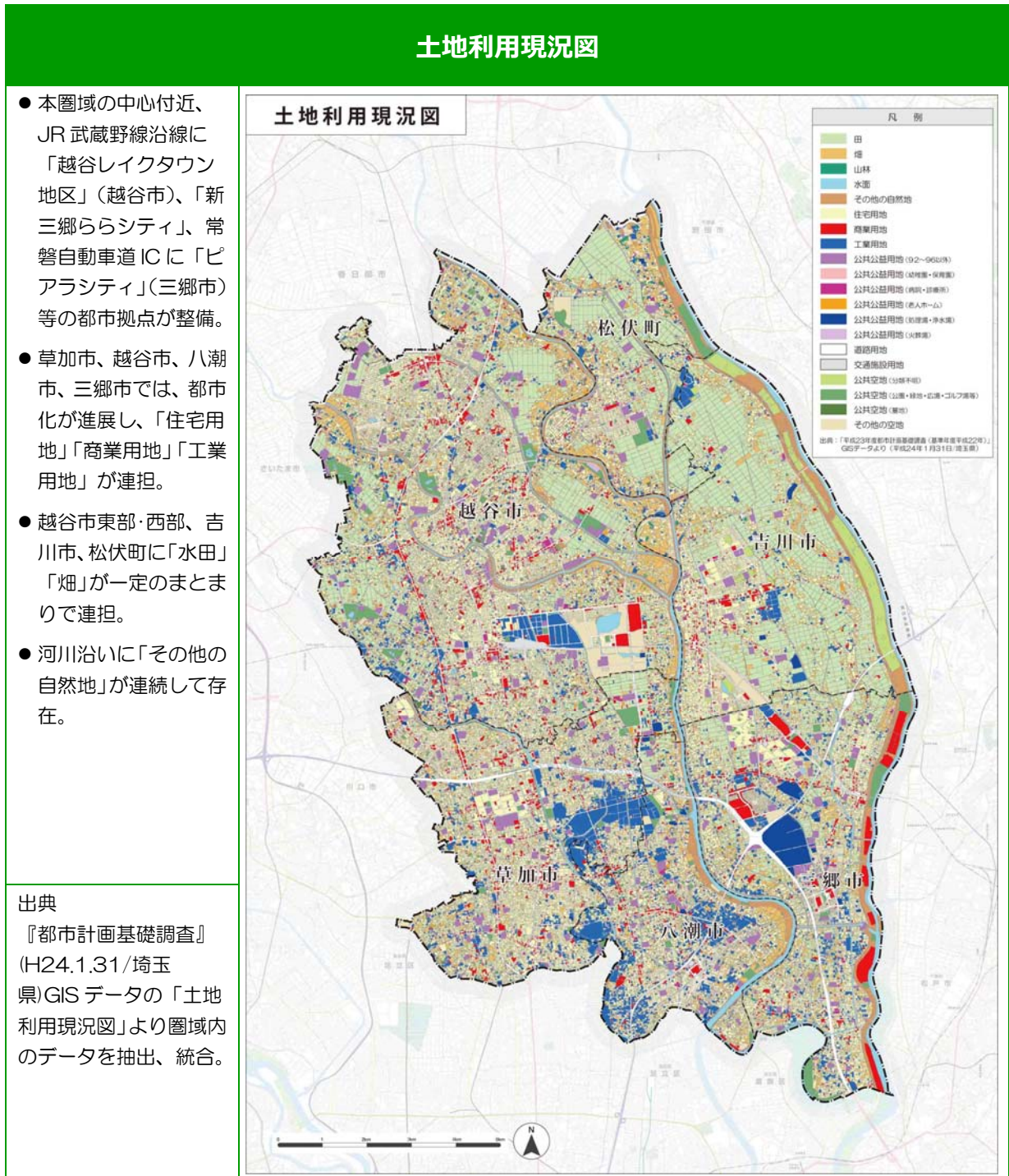
図Ⅱ-9 主要な河川位置図

(4) 植生図



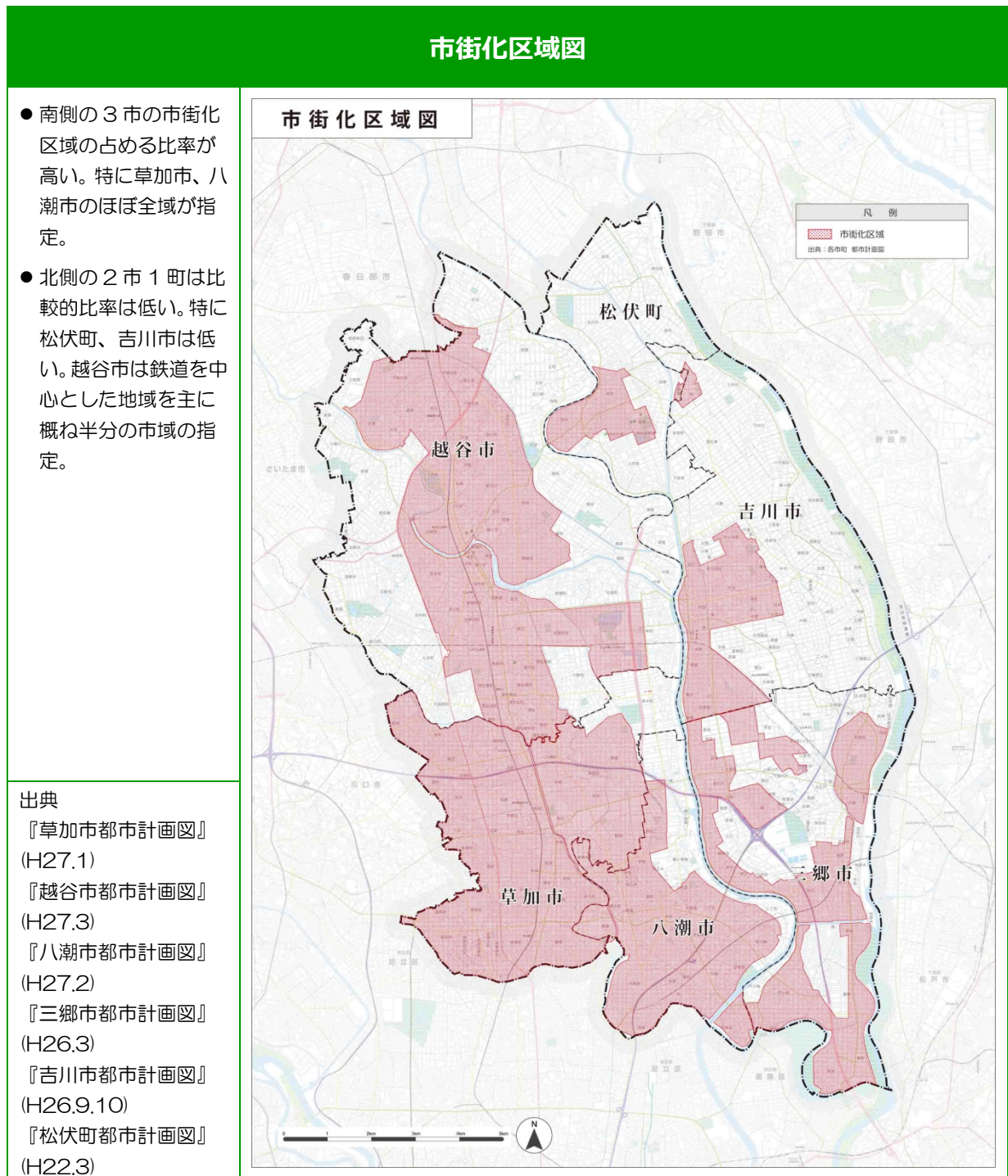
図Ⅱ-10 植生図

(5) 土地利用現況図



図Ⅱ-11 土地利用現況図

(6) 市街化区域図



図Ⅱ-12 市街化区域図

(7) 都市公園等配置図



図Ⅱ-13 都市公園等配置図

(8) 主要幹線道路位置図



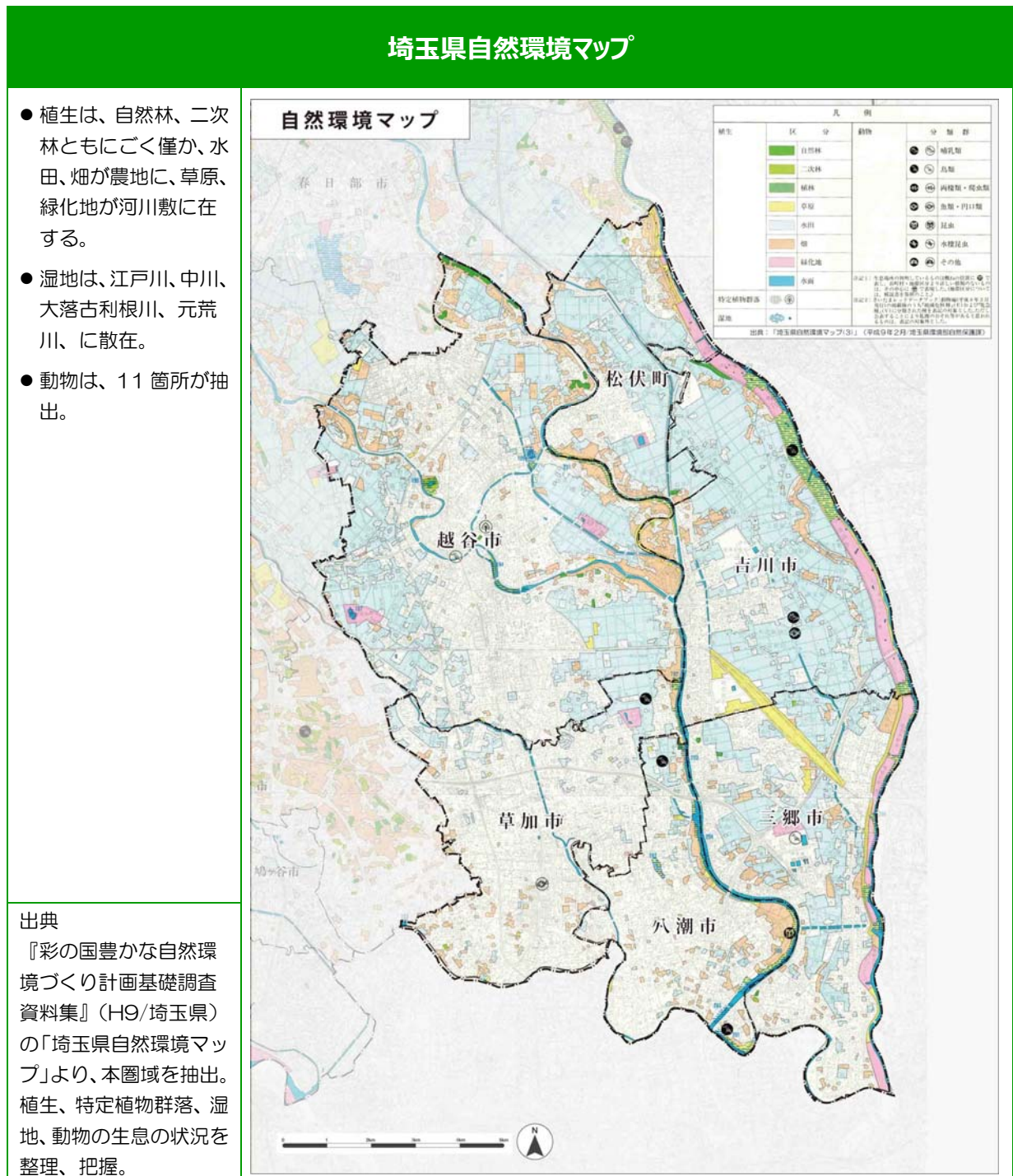
図Ⅱ-14 主要幹線道路位置図

(9) 緑道・サイクリングロード等位置図



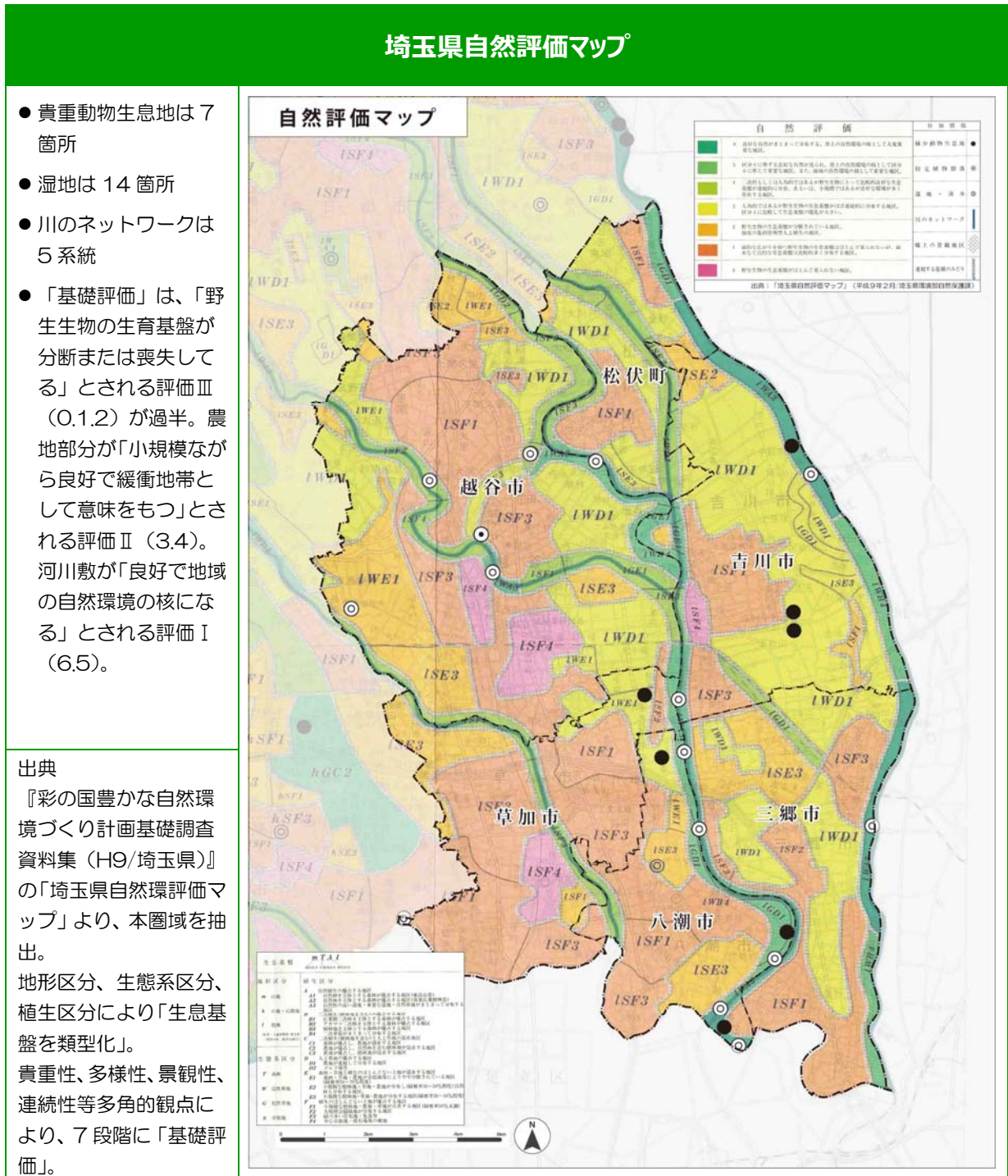
図Ⅱ-15 緑道・サイクリングロード等位置図

(10) 埼玉県自然環境マップ



図Ⅱ-16 埼玉県自然環境マップ

(12) 埼玉県自然評価マップ



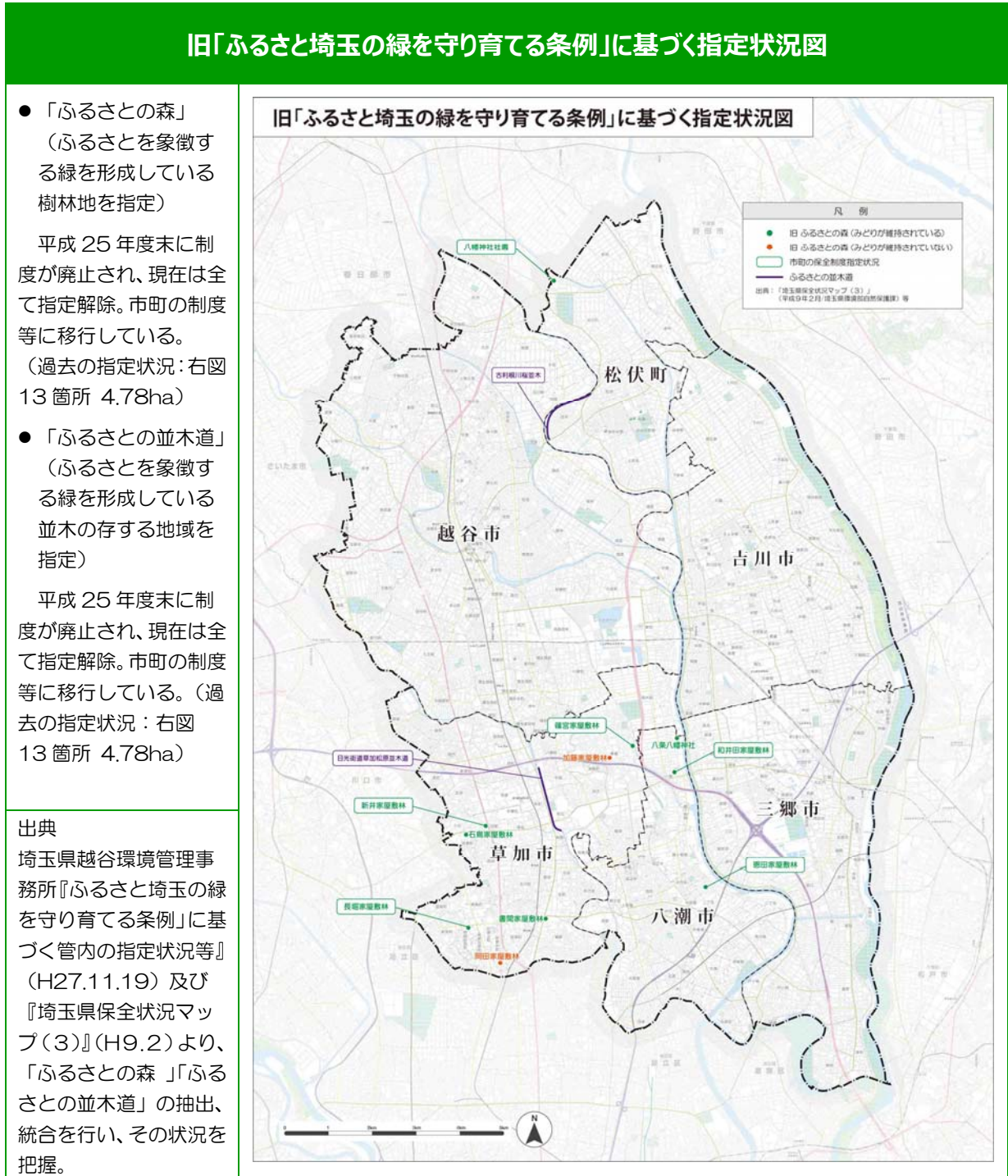
図Ⅱ-18 埼玉県自然評価マップ

(13) 主要な生き物生息・生育位置図



図Ⅱ-19 主要な生き物生息・生育位置図

(15)旧「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく指定状況図



図Ⅱ-21 旧「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく指定状況図

(16) 自然環境管理団体活動位置図



図Ⅱ-22 自然環境管理団体活動位置図

(17)本圏域の自然資源マップ



出典
 『各市町緑の基本計画』
 『環境保全指針』
 『いきもの調査報告書』
 『自然環境管理団体活動位置図』等より
 ※本圏域の公園、農地、樹林、河川の状況及び自然環境管理団体の活動場所・エリアを抽出し解析した上で、本圏域の中でモデルとなる地区を保全すべき自然資源4タイプ「都市公園」、「農地」、「樹林・屋敷林」、「河川・水路」の視点から抽出。

図Ⅱ-23 本圏域の自然資源マップ

